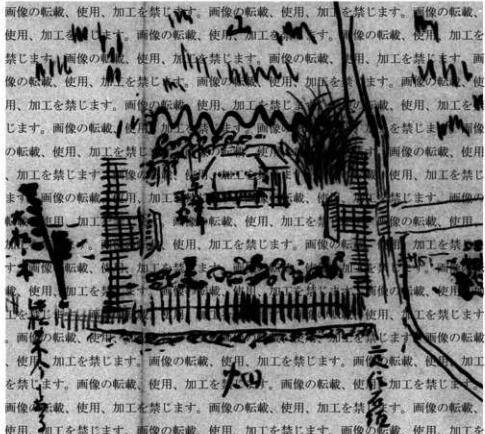


# 鮎沢河岸跡 IV

—一般国道52号改築(甲西道路建設)事業に伴う鮎沢口留番所地区発掘調査報告書—

## 鮎沢河岸跡 IV

一〇〇六・三



2006.3

山梨県教育委員会  
国土交通省関東地方整備局

# 鰍沢河岸跡 IV

—一般国道52号改築(甲西道路建設)事業に伴う鰍沢口留番所地区発掘調査報告書—

2006. 3

山梨県教育委員会  
国土交通省関東地方整備局





鉢沢口留番所跡調査区空中写真（東から）



# 序

本書は、国土交通省関東地方整備局による一般国道52号改築（甲西道路建設）事業に伴う鰍沢河岸跡の発掘調査の内、平成17年3月と4月から6月にかけて行った鰍沢口留番所跡の調査成果をまとめたものです。

鰍沢河岸跡は、富士川を利用した河川交通、富士川舟運の川の港です。富士川舟運は、江戸時代初期に京都の豪商角倉了以による富士川の開削によって開始されました。鰍沢河岸には、江戸幕府の直轄領である甲府盆地一円の年貢米を江戸へ廻送するため、廻米を集めする米蔵が幕府により設置されてさらに隆盛しました。また、陸上交通路の駿州往還の拠点である宿駅も設置されたことから、鰍沢は陸路・水路の両方の要衝として繁栄を極めました。明治以降になり中央本線や身延線などの鉄道が開通するなかで舟運が役目を終えるまで、甲府盆地の経済・文化の玄関口としての役割を担いました。

今回の調査は、平成12年度から継続している鰍沢河岸跡の調査の一環で、河岸跡の最南端に位置する口留番所跡の推定地の調査です。鰍沢口留番所は、陸路や水路を行き交う人や物を監視するため幕府が設置した施設で、江戸初期から文献等にみえ、明治2年に廃止されました。

発掘調査では、富士川の川岸に護岸のため築かれた石垣や礎石建物などが検出されました。また、口留番所の造成の状況や、廃止されて以降に宅地化のためさかんに造成されたこと、水害で埋没する様子が把握されました。門や番所などの主要施設は、現在の国道52号線の下に埋もれているものと推定されましたが、口留番所の東縁を把握することができたことは、大きな成果です。

本書や出土品、および発掘調査資料が、地域の歴史解明や地域学習の糧として活用いただければ幸甚です。

最後に、発掘調査および報告書作成にあたり、様々なご協力を賜った機関および関係者の皆様に厚く御礼を申し上げます。

平成18年3月31日

山梨県埋蔵文化財センター

所長 渡辺 誠



# 例　　言

1. 本書は、山梨県南巨摩郡鰐沢町3362他に所在する鰐沢河岸跡内の鰐沢口留番所跡の発掘調査報告書である。
2. 鰐沢河岸跡の発掘調査については、すでに2冊の報告書が刊行されている。平成8年度調査の『鰐沢河岸跡』(1998) 山梨県埋蔵文化財センター調査報告書第148集、平成12~16年度の鰐沢町白子明神地区宅地水防災事業に伴う調査の『鰐沢河岸跡Ⅱ』(2005) 山梨県埋蔵文化財センター調査報告書第224集である。また、平成12~15年度の一般国道52号線改築（甲西道路建設）事業に伴う調査の『鰐沢河岸跡Ⅲ』(2006) 山梨県埋蔵文化財センター調査報告書第235集が発行予定である。本書は、これらの調査地域の一部であり、表題を『鰐沢河岸跡Ⅳ』とした。
3. 発掘調査は、一般国道52号改築（甲西道路建設）工事に先立ち、山梨県教育委員会が国土交通省関東地方整備局から委託を受け、山梨県埋蔵文化財センターが実施した。
4. 発掘調査は、平成17年2月28日~3月18日、平成17年4月26日~6月10日の期間に実施した。また、整理・報告書作成については平成17年6月から平成18年3月の期間に実施した。
5. 本書の執筆は、第4章を植月学（山梨県立博物館）、その他の章の執筆・編集は保坂康夫が行った。また、遺物観察表の作成を長田隆志が、古文書解説作業を芦澤昌弘が行った。
6. 測量用写真および歴史景観写真の航空写真撮影と出土構造平面図の写真測量図化作業は、株式会社シン技術コンサルに委託した。石垣の測量用写真撮影および写真測量図化作業は、株式会社バスコに委託した。
7. 発掘調査時の構造・遺物出土位置の光波測距儀による測量、および整理・報告書作成時のデータ管理・出力には、株式会社シン技術コンサルのコンピュータシステム「遺跡管理システム2000」を使用した。
8. 出土鏡の内、型紙摺りや銅版転写について、実測・トレースを株式会社アルカに委託した。
9. 出土鏡貨の拓本・実測・トレースと保存処理について、帝京大学山梨文化財研究所に委託した。
10. 本書に係る資料（遺物・写真・図面他の記録類）は山梨県埋蔵文化財センターが一括保管している。
11. 発掘調査および整理・報告書作成にあたり、下記の方々および機関からご助言・ご協力を賜った。ご芳名を記して、衷心より御礼申し上げる。  
秋山敬、飯田文弥、海野公機、遠藤隆夫、佐野五十三、高野高潔、畠大介、西川広平、西本正憲、沼田晃佑、平山優、堀内亨、鰐沢町教育委員会、鰐沢町まちづくり推進課（50音順・敬称略）
12. 発掘調査および整理・報告書作成に係る組織は以下のとおり。

## 調査組織

調　　査　　主　　体　山梨県教育委員会

調　　査　　機　　関　山梨県埋蔵文化財センター

発　　掘　　調　　査　　担　　当　保坂康夫（平成16・17年度）・長田隆志（平成17年度）

整理・報告書作成担当　保坂康夫・長田隆志

## 発掘調査

今津武男、遠藤實雄、川住たまみ、河住照雄、河住ふさ子、河住光子、齋藤眞臣、佐野克也、仙道田しづゑ、滝澤かねじ、土井みさほ、中込実、根津育美、長谷川恵美子、原田みゆき、樋口アヤコ、樋口京子、樋口啓子、深沢徳子、望月明、望月里子、望月つのる、望月貢、渡辺紀一。

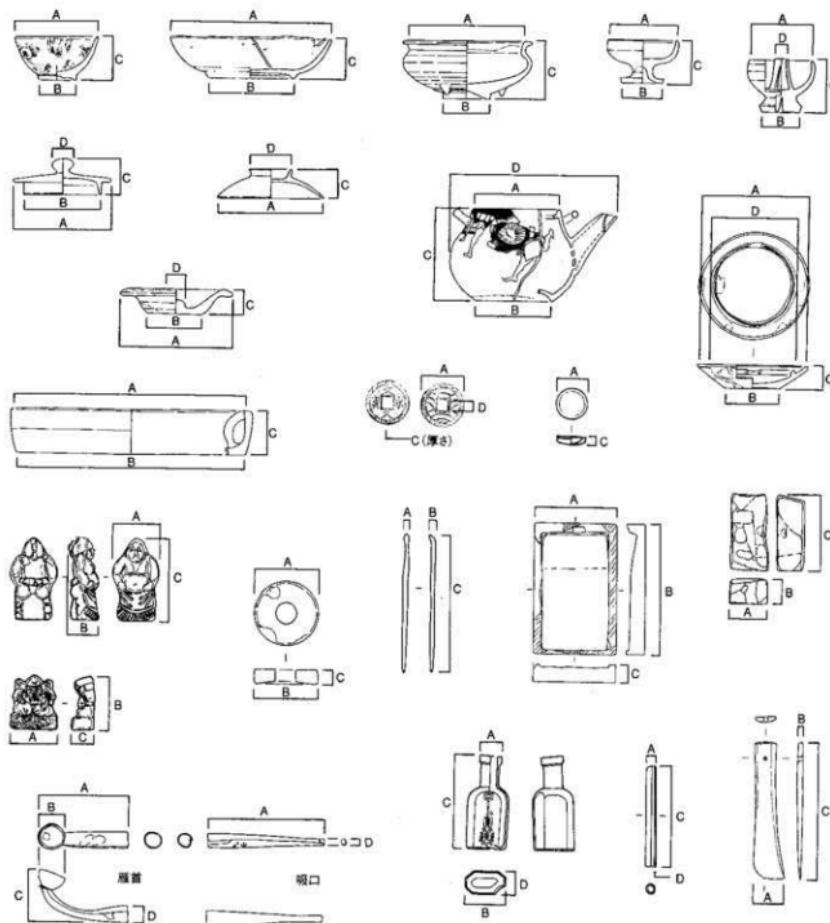
## 整理・報告書作成

猪股順子、西山和子、野沢まゆみ。

## 凡 例

1. 出土遺物の実測図（第24～39図）については、各実測図に I D番号と縮尺を記した。I D番号は、出土遺物の種類にかかわらず、実測し報告書に掲載したものに付した通し番号である。1～371である。図中の番号は、遺物観察表の I D番号と符合する。

2. 遺物観察表の計測値は、計測部位A～Dを必要に応じて定めて計測した。基準となる計測位置を下図に示す。計測値の内、括弧内の数値は推定値を示し、残存部の実寸は数値の後に「残」と記した。分類1は材質、分類2は器種・種別、分類3は器種・種別内の小分類とし、分類4は必要に応じて形状等を記入した。胎土色と土層の色調は、「新版標準土色帖」（小山正忠・竹原秀雄1995、日本色研事業株式会社発行）に準拠した。



# 本文目次

序

例言

目次

第1章 調査の経緯と経過

    第1節 調査に至る経緯 ..... 1

    第2節 調査の方法と経過 ..... 1

    第3節 整理の方法と経過 ..... 2

第2章 鮎沢口留番所跡をとりまく環境

    第1節 地理的・歴史的環境 ..... 4

    第2節 鮎沢口留番所の諸史料 ..... 4

        1. 鮎沢の開所の初見         2. 口留番所の発掘地点への移転時期

        3. 鮎沢口留番所の役割     4. 鮎沢口留番所の規模と勤務体制

        5. 鮎沢口留番所の終焉     6. 水害の歴史

第3章 検出した遺構と遺物

    第1節 検出遺構の概要 ..... 10

    第2節 土層 ..... 10

    第3節 石垣 ..... 15

    第4節 礎石建物 ..... 18

    第5節 その他の遺構 ..... 21

    第6節 遺物分布 ..... 21

    第7節 遺物 ..... 30

第4章 木枠出土の動物遺体 ..... 49

第5章 まとめと考察

    第1節 鮎沢口留番所の推定範囲 ..... 54

    第2節 遺物群の形成年代 ..... 55

    第3節 発掘成果から推定される鮎沢口留番所の歴史 ..... 56

遺物観察表 ..... 57

写真図版

# 挿図目次

第1図 調査区位置図 ..... 2

第2図 鮎沢河岸跡全体発掘区設定図 ..... 3

第3図 鮎沢河岸跡全体グリッド設定図 ..... 3

第4図 旧地積図と発掘調査区 ..... 3

第5図 周辺の遺跡分布図 ..... 5

第6図 古絵図にみる鮎沢口留番所 ..... 8

第7図 出土遺構配置図 ..... 11

第8図 土層断面位置図 ..... 12

第9図	土層断面図（1）	13
第10図	土層断面図（2）	14
第11図	石垣実測図の範囲と位置	15
第12図	石垣（1）	16
第13図	石垣（2）	17
第14図	礎石建物・木枠・下層礎石	19
第15図	礎石建物・木枠・下層礎石配置図	20
第16図	遺物全体分布図	22
第17図	遺物群区分図	23
第18図	実測遺物位置図（陶磁器・土器）	24
第19図	実測遺物位置図（その他の遺物）	25
第20図	遺物垂直分布図（1）	26
第21図	遺物垂直分布図（2）	27
第22図	遺物垂直分布図（3）	28
第23図	遺物垂直分布図（4）	29
第24図	出土遺物（1）	32
第25図	出土遺物（2）	33
第26図	出土遺物（3）	34
第27図	出土遺物（4）	35
第28図	出土遺物（5）	36
第29図	出土遺物（6）	37
第30図	出土遺物（7）	38
第31図	出土遺物（8）	39
第32図	出土遺物（9）	40
第33図	出土遺物（10）	41
第34図	出土遺物（11）	42
第35図	出土遺物（12）	43
第36図	出土遺物（13）	44
第37図	出土遺物（14）	45
第38図	出土遺物（15）	46
第39図	出土遺物（16）	47
第40図	遺物群の時期区分図	48
第41図	動物遺体（1）	52
第42図	動物遺体（2）	53
第43図	鰐沢口留番所跡範囲推定図（1）	54
第44図	鰐沢口留番所跡範囲推定図（2）	55

## 表 目 次

第1表	出土脊椎動物遺体種各一覧	49
第2表	同定結果	51

# 第1章 調査の経緯と経過

## 第1節 調査に至る経緯

国土交通省では一般国道52号線の渋滞緩和のため南アルプス市（旧八田村）の双田橋から敏沢町までの区間のバイパス道路である甲西道路の建設を進めてきた。甲西道路の南端部分が敏沢河岸跡に建設されることになり、山梨県教育委員会と国土交通省とで協議・調整の結果、発掘調査を実施することになった。平成12年度から平成17年度にかけて国土交通省から委託を受け、山梨県埋蔵文化財センターが発掘調査を実施してきた。口留番所地区については、用地買収や立ち木保証の手続きが整ったことから、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所と山梨県教育委員会学術文化財課との間で協議し、平成17年の2月に調査着手することとなり、国土交通省の委託を受け山梨県埋蔵文化財センターが発掘調査を担当した。

文化財保護法に基づく手続きは以下のとおりである。

平成17年2月25日付け教理文第799号、文化財保護法第58条の2第1項の規定による埋蔵文化財発掘調査の報告を山梨県教育委員会教育長に提出。

平成17年3月30日付け教理文第883号、文化財保護法第59条第2項の規定による埋蔵文化財の発見通知を敏沢警察署長に提出。

平成17年5月10日付け教理文第75号、文化財保護法第99条第1項の規定による埋蔵文化財発掘調査の報告を山梨県教育委員会教育長に提出。

平成17年6月15日付け教理文第173号、文化財保護法第100条第2項の規定により埋蔵文化財の発見通知を敏沢警察署長に提出した。

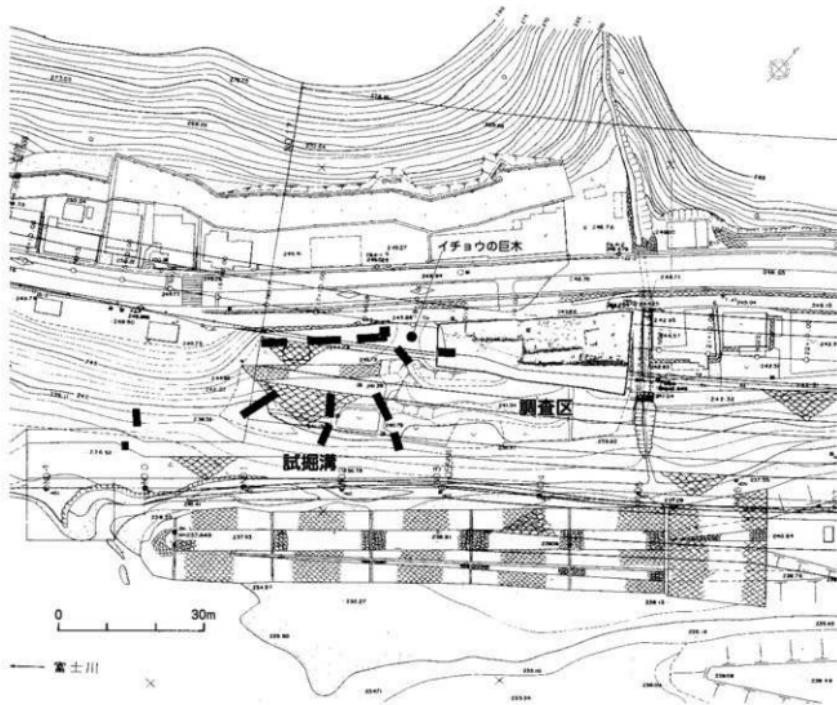
## 第2節 調査の方法と経過

今回の調査区は、平成12年度から継続する敏沢河岸跡の発掘調査地区の一部であり、B5区にあたる（第2図）。発掘調査は、平成17年2月28日から3月18日までと、平成17年4月26日から6月10日までの2段階で行った。平成17年2月から3月の調査では、石垣に囲まれた平坦面の内240m<sup>2</sup>を調査対象とした。町道部分については、水道の本管が埋設されていて破壊が進んでいること、国道52号線を保護する高さ4mの石垣の基盤となっており、全面掘削した場合、崩壊の可能性があったため調査を断念した。

調査ではまず、重機を入れて表土剥ぎ作業を行った。調査区域は宅地であったため、住宅の基礎部分で搅乱された30～50cmの厚さの表土層を除去した。調査区の北東部では戦中以降に構築されたと思われる石垣を重機で除去し、その背後の砂層に埋没した石垣（石垣1）を露出させた。その後、人力にて精査した。一部セクションベルトを残しながら、10cm程度の厚さで掘り下げ、平面を精査しながら徐々に掘り下げた。排土は石垣前面の富士川側に置き、狭い範囲であったため小型重機で排土を移動して適宜整理した。

その間、3月7日に山梨県埋蔵文化財センターの別の調査班による試掘調査を実施し、南側への広がりを把握した（第1図）。試掘調査では13ヶ所にトレーナーを設定し、3m程度の深度を重機によって掘り下げたが、近代以降の遺物を包含する細砂層が主体で安定した土壌層や基盤層は確認できなかった。安定した土壌層の分布区域は、発掘調査に着手した地域から若干南側に広がる程度と判断できた。試掘区域にはイチョウの巨木があり、口留番所との関連が推定されていたが、試掘調査の結果、イチョウは近代以降の遺物を包含する細砂層に根を張っており、年輪からも50年程度の樹齢で戦後に植樹されたものと考えられ、口留番所には関係しないことが判明した。

平成17年4月からの調査では、試掘調査の結果に基づき、調査区の南側と東側に拡張し、全体で600m<sup>2</sup>の範囲を調査対象地とした。拡張部分について、重機による表土剥ぎ作業を実施した。東側の拡張部分では、ゴミ穴による搅乱と客土が著しいため、地表下1m程度までを除去した。その後、人力による精査を行った。3月に実施した部分について継続して掘り下げ作業を行った。排土は、旧町道のコンクリート面に綴列したベルトコンベ



第1図 調査区位置図

アで小河川の北側に持ち込み、小型重機で整理しながら山積みしたが、置き場が満杯になったため、クローラー・ダンプにて搬出し、100mほど離れた別の集積場所へ移動した。石垣前面の川側の調査については、ゴミ穴による搅乱が著しい部分があったため、一部を小型重機で掘り下げた。

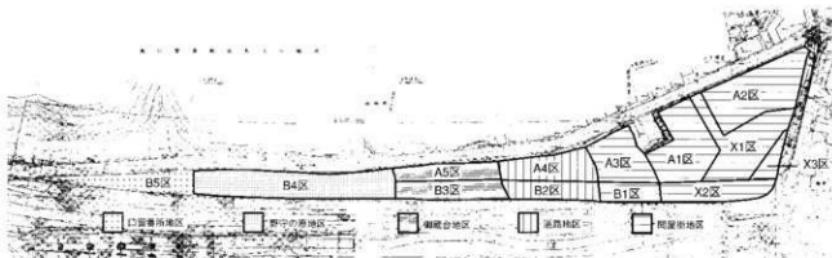
グリッドの設定については、平成12年度から継続する調査のグリッド割を使用した（第3図）。5m方眼とし、グリッド起点の「A-0」を平面直角座標原点（緯度：360000、経度：1383000）からの距離（旧日本測地系）X=-51150m、Y=-3550m（世界測地系に合致させるために改定された日本測地系2000ではX=-50797.3376m、Y=-3832.0713m）とした。グリッド名称は、南東方向にアルファベット大文字のAから割り当て、南西方向には算用数字で0から割り当てた。鰐沢口留番所跡の調査区は、U-X列、86~94列になる。

遺物は、光波測距儀と小型コンピュータによりトータルステーションで測量し取り上げたが、表層部分については一括遺物としてまとめて取り上げたものがある。遺構やセクション図についても、トータルステーションで測量し、礎石建物や石垣については写真測量を委託して行った。

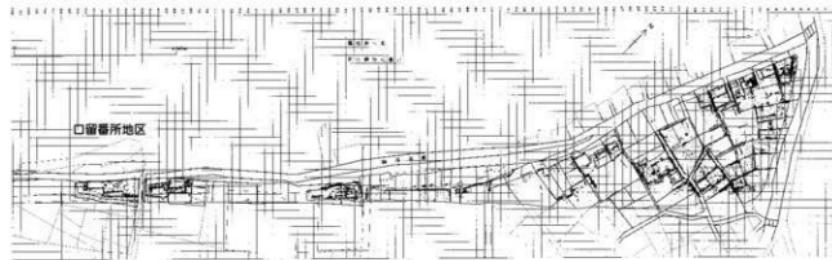
平成17年6月4日には遺跡見学会を実施し、テレビ、新聞の取材を受けた。

### 第3節 整理の方法と経過

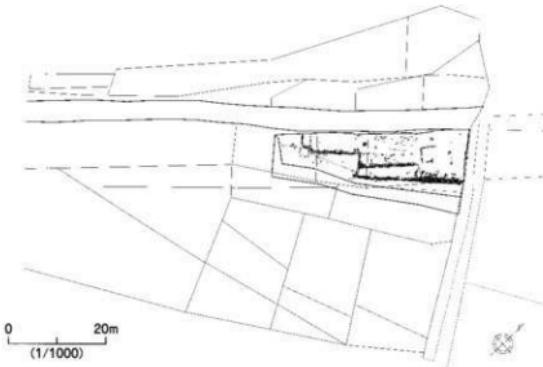
整理作業は平成17年6月から3月にかけて行った。出土品はコンテナ14箱におよぶが、すべて水洗・注記し、種別を分類して種別ごとに接合作業を実施した。光波測距儀で取り上げた遺物については種別を確認し、観察表を作成した。陶・磁・土器の内、1/3以上が残存するもので口縁部や底部が残るものを探し実測した。金属製



第2図 鮎沢河岸跡全体発掘区設定図（1/3000）



第3図 鮎沢河岸跡全体グリッド設定図（1/3000）



第4図 旧地籍図と発掘調査区

品の内、銭貨については全点実測保存処理を委託して実施した。その他の鉄製品や銅製品は、形の明瞭なものについて抽出し実測した。

遺構については、トータルステーションにより測量したデジタルデータのため、画面上で線の修正・補正作業を行い、遺物分布との関連性を分析した。石垣については、委託実測した成果品である図面をそのまま報告書の版下とした。平面図や土層断面図は、コンピュータに取り込んだ後、出力して版下としたり、出力図面を修正してトレースし版下としたものがある。

## 第2章 鰐沢口留番所跡をとりまく環境

### 第1節 地理的・歴史的環境

鰐沢口留番所跡は、山梨県南巨摩郡鰐沢町字中坂（鰐沢町3362他）に所在する。甲府盆地一円の水を集めて笛吹川、釜無川が合流し、富士川となって狭隘な山間部を下るが、その合流地点の近くにある。本遺跡は、富士川の右岸に位置するが、本遺跡の前面の流れは、甲府盆地内すべての河川の水を集めたものであり、水害に見舞われやすい地点である。背後の西側は南アルプスから続く山塊の急斜面となり、富士川対岸の東側には御坂山地の西端部がせまる。鰐沢町内の山間部には繩文時代の小規模な遺跡が点々と存在し、対岸の台地上には繩文中期の集落遺跡宮ノ前遺跡がある。町境に近い増穂町馬門や最勝寺には古墳も数基知られており、農耕社会の定着・発展が古墳時代後期にさかのばることを物語っている（第5図）。

鰐沢口留番所跡は、鰐沢河岸跡の南端に位置する。鰐沢河岸跡は、角倉了以によって慶長19年（1614）までに開削された富士川舟運の川の港である。富士川舟運では、一般物資ばかりでなく、幕府に納める年貢米も運んだ。富士川舟運で静岡県富士川町の岩淵へ、さらに陸路・海路にて清水港に集積し、江戸の浅草藏前まで海路で輸送したが、この「御廻米」が寛永9年（1632）に開始された。年貢米を集積する「御米蔵」が鰐沢に設置され、さらに増穂町の青柳河岸や市川三郷町の黒沢河岸にも置かれて「三河岸」と呼ばれた。鰐沢は陸路の宿駅としても整備され、交通の要衝として繁栄した。こうした、交通の要所にあって陸路・水路の人や物資の往来を監視するため幕府により設置されたのが鰐沢口留番所である。

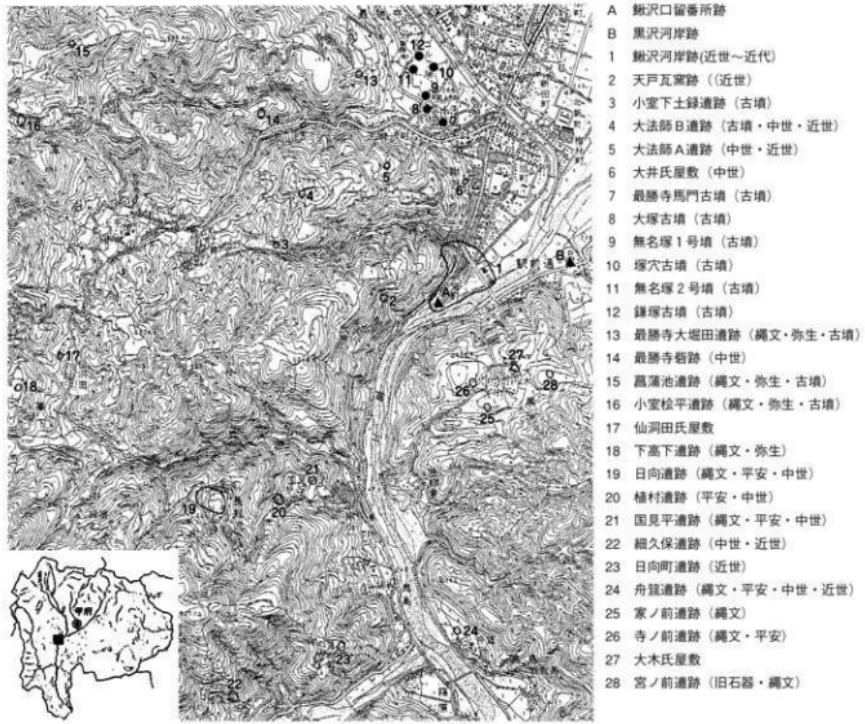
### 第2節 鰐沢口留番所の諸史料

#### 1. 鰐沢の閑所の初見

鰐沢の閑所の初見について、秋山敬氏は『鰐沢町誌』（1996）の中で次の文献をあげている。『甲斐国志』古蹟部第十二、「鶴ノ瀬」の項に鰐澤村の閑所に関する記述があり、「梅雪齋ノ書簡ニ 下山一ノ宮神主所蔵」として、「急度以書状申入候仍某扶助之他國物於中郡切府出候間百姓以木綿立用之處於鰐澤被取候御法度前後無案内之新參之者候間今度一途以御心得御通頼入候於招謁鳴澤平内可有口上候條不能具候恐々謹言十一月十日信君花押金丸平八郎殿」の古文書を掲載している。秋山氏による意訳では「信君の扶助する他国者が、中郡に（ある信君の所領に）おいて、切符（年貢の割当文書）を出して木綿を受け取ったが、（河内への運送途中の）鰐沢で差し押さえられた。彼は新参者で当国の法律などに詳しくなかったからであるから、今回だけは通行を許していただきたい。詳細については島津平内から申し上げさせてるので、詳しくは記さない」とし、その時期については、「穴山信君から武田信玄の家臣金丸平八郎にあてた手紙で、平八郎は永禄11年（1568）から土屋姓に変わると、それ以前のもの」とする。中世末期の閑所の存在が推定されるが、當時、口留番所と呼んでいたかについては、身延山久遠寺文書に辰（慶長9年）十月朔日付け徳川氏奉行連署状をあげ「先例に任せ今月十日より十三日に至り、身延参詣之男女老人之路銭、木綿布は五端・六端、糸は十つれ・十五つれ、米は五升・六升を限に、役銭あらため無用候へく者也」とあり、そのあと先が「鰐沢・黒沢役所中」されていることから、中世段階では「役所」と呼ばれていたとしている。

他に、身延山久遠寺文書中の関連文書を小島勇氏が『鰐沢町誌』の中で取り上げている。身延山御会式に参詣する男女が路銭として所持してくる木綿は5端6端、銭は十連十五連（つれ）、米穀は5升6升を限度として、役銭を徴収してはならないという内容である。徳川家の代官、大久保十兵衛長安の黒沢・鰐沢口留番所の過所写（慶長6（1601）年説と天正17（1589）年説がある）と徳川家四奉行の同番所過所写（慶長7（1602）年説がある）の各1通の発給文書で、宛先に鰐沢・黒沢口留とある。江戸初期に口留の名称が成立したものと思われる。

ただし、『甲斐国志』（卷之一・提要）の河内路の説明に「古時の西郡路は小室（こむろ）に番所廢迹あり、即ち河内領界なり、高下（たかおり）村の仮宿（かりやど）に出で長知沢（ちょうちざわ）に下る」とある（第5図）。



第5図 周辺の遺跡分布図 (1/35000)

鮎沢と箱原間にあら横手の棧道の開削が困難だったため、山中を通行したものであるが、上記初見段階では小室村にあった可能性がある。

## 2. 口留番所の発掘地点への移転時期

口留番所が今回発掘した地点に移転した時期については、明確な史料がないが、鮎沢から箱原に至る道の開削があつて発掘地点への口留番所の設置の必要性が出てくるものと思われる。その開削時期について検討する。『甲斐国志』村里部第十四、長知沢村の項に、「鮎沢横手の棧道並に箱原村の整道は人跡絶えたる故に其路迂曲なり」とあり、鮎沢から箱原にいたる道を「横手の棧道」と呼んでいる。この開削については、国志にはその年代は記されていないが、秋山敬氏は『鮎沢町誌』の中で、「元禄国絵図」を引出し、その中に横手の棧道が描かれているので元禄年間（1688～1704年）以前に開削がなされたものと考えられるとしている。また、小島勇氏は「正保元年（1644）の『甲斐国絵図』には、富士川の川沿いには道ではなく、川を離れた山側に、鮎沢から南進し大柳川を渡って箱原の渡しに出る道が書かれている」としており、横手の棧道が正保元年以降に開削された可能性がある。

一方、「箱原村の整道」については、その開削年代が記されている。『甲斐国志』古蹟部第十五、八代郡東河内領、両越渡（もろこしのわたし）の項に、「砥坂より西島の間突宿砦壁にして人跡は通はざる故に東河内の岩間宿一坊を置き又西河内切石宿に通送す十数町ならずして二ヶ所の渡場あり煩はしきにより貞享年中岩腹を鑿り徒歩行路（かちじ）を通す今に新道切通と呼べり爾後行旅人多くは此渡場にかゝらず」とある。砥坂は箱原村にあり、

そこから西島への「新道切通」は、「箱原村の整道」にあたると思われ、その開削が貞享年間(1684～88)としている。「元禄国絵図」の元禄年間は1688～1704年であり、貞享に続く年号で、「横手の棧道」が「新道切通」と近い年代に開削されていた可能性がある。貞享から元禄にかけての時期に「横手の棧道」が開削されたと考えられるが、そうすると鰐沢口留番所の移転もこの頃である可能性がある。

明治3年3月付けで市川御役所の「御尋」に回答した遠藤隆男家文書の「覚」によると、鰐沢口留番所の建物などの規模を記載した後に、「宝永三戊年御高内引」として「一、高四斗七升七合 口留番所敷引」此反別七畝廿七分」等とあり、宝永3年(1706)に定められた敷地面積などが記されている。土地の面積を記載し、明治まで引き継がれたものであることから、宝永3年には当所に口留番所があったことを示すものと思われる。

さらに、後述する鰐沢口留番所の役目を定めた宝永4年(1707)の「定」に、「川通り往来之船」について「可改之事」とされており、この段階には富士川河岸に口留番所があったと考えられる。

また、鰐沢町役場所蔵の小林蔵之助様市川御役所あての嘆願書(弘化3・4年(1847～8)とされる)に、「宝永三戊年より、右中馬鰐沢・黒沢口留御番所付け通し相ならず」とあり、宝永3年(1706)に鰐沢・黒沢両番所を通る信州中馬の通行を全面禁止しているが、この頃までに「横手の棧道」や「新道切通」を馬が十分通行できるように整備され、荷物の運搬について鰐沢河岸の存立にかかるほどの状況になったため、鰐沢河岸の意向を受けて禁止されたのではないだろうか。通行全面禁止の後、「より諸色高値に相成り」としており、信州方面からの物資を船便に積み替える手間が物価高騰を呼んだ可能性がある。ここに出てくる鰐沢口留番所は、移転後の番所であった可能性がある。

一方、青山靖氏は『鰐沢町誌』の中で、小室の口留番所の廃止が正徳2年(1712)としているが、出典は明記されていない。少なくとも宝永3年(1706)の「御高内引」から小室の口留番所廃止の1712年までの7年間は小室と鰐沢の2ヶ所に閑所があった可能性を考えねばならないことになる。

なお、『坂田日記抄』(甲斐叢書)の寛文5年(1665)3月23日の条に「一鰐沢御閔所御修復並牢屋敷かこい御修復の義請負入札触廻状」とある。『坂田日記抄』は安永6年(1777)一橋家の依頼により、坂田與一左衛門が甲府町年寄の坂田家に伝わる古券・日記を抄録した御用日記の抜書である。この段階は、まだ小室の番所であった可能性がある。

### 3. 鰐沢口留番所の役割

『口留番所一件』に、鰐沢口留番所の宝永4年(1704)の「定」が掲載されており、13項目にわたってその業務内容が記されている。意訳を示すと、「番人は昼夜怠りなく勤めること。朝六ツ御番所を開け、暮六ツに閉め、夜中には通行させないこと。疑わしき様子のものは留め置いて府中に注進すること。大人数で往来するものは、人を付けて見張らせたり、抑え留めて府中に注進すること。川を往来する船には注意をはらい、疑わしき様子のものは検査をすること。女性の通行については、東西川内領のものは名主の証文、その他は御代官の証文を所持していたら通すように、ただし、身延山久遠寺会式中の参詣については、休足村立正寺(旧勝沼町)、府中遠光寺、信立寺(甲府市)、一ノ瀬妙了寺(旧備形町)、鏡中条長遠寺(旧若草町)の5ヶ寺の証文で通すように。騒動が起きて人の往来が激しくなったら、府中に注進し、番人を増やす段取りなど普段から相談しておくように。番所周辺の山林幽谷で疑わしきものがあれば陣屋に注進するように。大風雨地震の災害で施設が壊れないよう油断しないように、もし破損したら仮の番所を設置して昼夜これを守り、早速陣屋に通報するように。火の用心を徹底し、近辺で火事があった場合は当番のものが警護にあたるように。番所に備え付けの道具類については大切に手入れして、毎年、陣屋より検査を受け、無くすことのないように。番所には誰も宿泊させてはならない。番所の近辺に抜け道をつくり往来するようなことがあったら、速やかに検査して陣屋に報告するように」という内容である。「川通り往来之船」に対する検査は、鰐沢のはかに下流の十島口留番所でもなされ、十島では積荷改めの責任もあった。

### 4. 鰐沢口留番所の規模と勤務体制

口留番所の規模について、『鰐沢町誌』では次の文献を掲載している。「宝曆十三年(1763)、御役人引替之節、書上書」(鰐沢町役場蔵)に、「一御閔所御門 但東西矢来かこい壱ヶ所・一口留御番所 但武間五間」とある。

また、「尤（もっと）モ一日昼ハ上番老人、下番武人、夜ハ上番老人、下番武人ツ、大通之節ハ八人ツ、昼夜相勤、夜ハ油火ヲ焼申候」とある。番人は蝦沢村も村請けで、毎日昼夜上番人1人、下番人2人が交代で勤めていた。上番人は閥所番の責任者で、判鑑の保管、手形の改め吟味、通行の許否決定、日誌記録、諸帳簿の整理などが主要業務。下番人はおおむね上番人の下働き役で、閥門の開閉、閥所内外の掃除、諸道具の整理・整頓、代官所（市川）への連絡などを担当した。

寛政4年（1792）の「口留番所前々引付覚」（『口留番所一件』）に、「百姓番人武人づ、番所 武間梁四間、門 高毫丈尺明九尺、左右欄高七尺五寸左拾間右式拾四間半、置物 突棒・指揮・鍔（もしり） 壱本宛・棒五本・早繩壹筋づ、」とある。駿州寄りに往還をまたいで閥門があり、その西の山ぎわ（右）まで18m、東は富士川端まで44.1mにわたり、高さ2.25mの矢來（欄）が備えられていたと町誌では解説するが、閥門左右の矢來の長さを足すと62mもの幅を山と川との間にもつ平坦面を想定しなければならないが、現状では最大30mである。したがって、右の矢來は富士川縁の南北方向の矢來も含めているか、口留番所敷地以外の場所にも矢來が設置されていたものと考える必要がある。

明治3年（1870）の「覚」（遠藤隆男家文書）によると、御閥門一ヶ所、矢來延長六十間（約108m）、御番所建家一軒、梁間式間・行間四間で庇付き、十畳の畳が敷かれ、三つ道具のほか、鉄砲三挺が備えられていた。矢來の延長が寛政4年より50m近く長くなっている。寛政4年の記述が一部の矢來を省略している可能性も考えられるが、口留番所敷地以外の場所にも矢來が設置されていたと考えるのが合理的であろう。

古絵図を散見すると、海野公機家の絵図では、「御閥所」の幕末の姿を、後年に思い出して描かれたものとされる（第6図絵図1、写真図版）。矢來でコの字に囲まれた空間と、山を背にした建物が描かれているが、屋根が重なって2つ見える。草葺平屋と記されている。北側縁に小河川が描かれており、現在も存在する小河川と合致する。その上に小さな橋があり、屋根付、扉付の門がある。広場の反対側の身延側にも屋根付で扉のある門があるが、幅が広く描かれており、身延側の門が大型であることが分かる。富士川縁の矢來の下に「二尺位石垣」とあり、その下川側には「畠」とある。身延側の門を出たところの富士川側には低い矢來が続く、また門近くには「大松ノ木」が描かれている。

『山梨県歴史の道調査報告書第7集』に掲載された内藤幹彦家蔵の『甲斐国志』の草稿本中の蝦沢村絵図に、「御番所」と記された口留番所が描かれている（第6図絵図2）。道をまたいで門2ヶ所があり、道の山側に建物、川側に矢來が描かれている。門は身延側（南側）が大きく、屋根と觀音開きの扉が描かれ、甲府側（北側）は扉がない冠木門である。南側が「宝曆十三年（1763）、御役人引替之節、書上書」（蝦沢町役場蔵）の「御閥所御門」、寛政4年（1792）の「口留番所前々引付覚」の「門」、明治3年（1870）の「覚」の「御閥門」であろう。その「御閥門」の山側にも矢來が取り付けられていて、往来がここで遮断されていることが分かる。

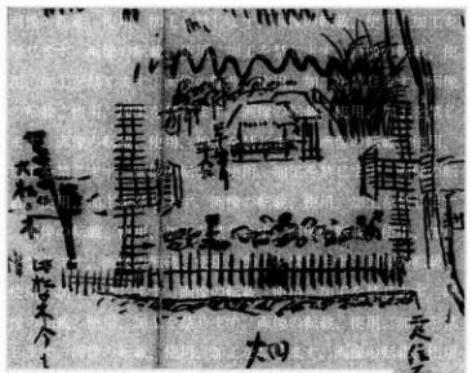
『蝦沢河岸跡』に掲載された小林さだ家所有富士川絵図では、「御閥」とあり、入母屋風の屋根に描かれた建物1棟が見える（第6図絵図3）。門は一つだけ描かれ、扉のない冠木門である。その両側に矢來が描かれているが、内藤幹彦家蔵の『甲斐国志』草稿本中の蝦沢村絵図にみられるような、矢來に囲まれた空間は描かれていない。

県立図書館所蔵の文政8年（1825）の「甲州街道商家高名録」の「甲州蝦沢河岸御藏台之図」に描かれているのは、屋根と扉を持つ大型の門が身延側にあり北側に扉のない冠木門があり富士川縁に矢來があり、奥に建物が一棟見える（第6図絵図4）。矢來で囲まれた広場が描かれ、建物の南側に指揮などの道具類が描かれている。矢來は川縁まで下り、出船所が描かれている。

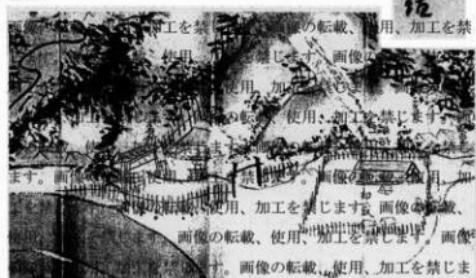
これらの絵図に共通する点は、建物が1棟あり、その南側、身延側に大型の門で屋根や扉をもつ門があり、その門から矢來が山側、富士川縁と延びているという点である。古文書に記載された御門、御番所、矢來にあたるものと思われる。その配置はいずれも共通しており、建物が山を背負って建ち、その前に道と広場、身延側に御門があるという状況である。

## 5. 蝦沢口留番所の終焉

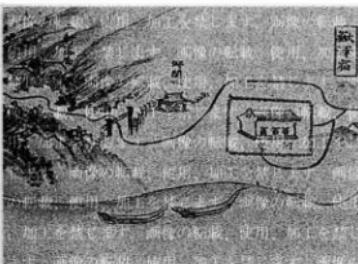
「明治元年五月以降四境閥門二番兵ヲ置ク」とする東海道副総督の5月7日の達書があり、蝦沢番所はかに沼津藩の藩兵を派遣し、明治維新の混乱に伴う閥所の警護強化をはかった。また、6月18日に松代藩、7月2日



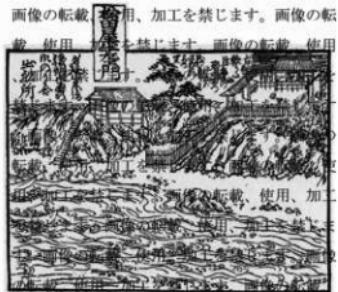
絵図 1



絵図 2



絵図 3



絵図 4

#### 第6図 古絵図にみる鉢沢口留番所

に延岡藩、7月10日に飫肥藩（おび、都城）、7月17日・11月8日・11月9日に浜松藩に対し達書があり、藩兵が派遣されている。特に、7月17日の浜松藩への達書では、砲隊5人、銃隊10人となる。こうした状況は5ヶ月間のみで、明治2年正月明治政府は諸道の閑所廃止を通達し、藩兵を引き上げさせ、明治2年3月2日に諸道の閑門廃止を布告した。

#### 6. 水害の歴史

鉢沢は甲府盆地一円の水を集める富士川の川岸にあるため、洪水の記録も枚挙の暇がないが、特に本調査地区の土層断面理解のために必要と考えられる、江戸時代後半以降の水害を拾ってみた。

昭和33年（1958）発行の『鉢沢町誌』年表から拾うと、「文政十一年（1828）富士川洪水、鉢沢地内浸水家屋百七、八十戸、床上二尺に及び下流れ三十尺の増水にて岩松村雁堤の備前堤決済、十数ヶ村に浸水あり」、「慶応三年（1867）八月富士川洪水、鉢沢地内浸水数二百戸以上、床上浸水は文政十一年の際より一尺以上高かりし」とあり、大きな水害としては文政11年と慶応3年が甚大で、文政より慶応のほうの被害が大きかったようである。

また、明治元年の洪水については、「明治元年（1868）七月十七・八日大雨満水、堤防缺壊越水あり、青柳村凡四拾九町歩泥水冠り大門凡式拾五町歩余冠水、鉢沢流失家屋式軒、床上浸水式百九拾五軒、田畠六拾六町四反七畝歩余冠水」とあり、後述するように慶応3・明治元年の水害で、本調査区にみられる砂礫層の一部（南北セクション3層・北側東西セクション8層）が形成された可能性がある。

明治年間の洪水の記録については、明治8年と9年に富士川水系に洪水があり、明治9年には鉢沢村に被害が

あったことが記載されている。明治9年水害では、「富士川平水位以上二丈三尺にして浸水人家二百五十戸以上」で93人が水災したとしている。さらに、明治10・11・12・15・16・17年に富士川の増水があり、明治18年には駿沢河岸運輸会社が一部流失する被害があった。さらに、明治21～26・29～31・37・40・43～45年に増水があり、特に明治31年では駿沢町内で床上浸水450戸余り、流失家屋20戸余り、倒壊家屋20戸、半壊が40戸の被害が出た。

特に甚大な被害は明治40年と43年で、年表では「明治四十年（1907）八月廿二日より廿四日に至る大雨のため大洪水、富士川二丈一尺、戸川七尺、戸根川五尺、町内は本庁に於ては橋上までつき、三丁目幸亭の二階から乗船する程なり」、「明治四十三年（1910）八月九日 降雨十一日まで三日に及び県下大洪水、富士川増水二丈七尺五寸（平時二尺五寸）。八月廿三日 水害状況視察のため内務省堀田書記官、熊谷知事の一一行拾四名来町。十月七日 夜町民富士川河原に五百名余集合、治水問題にて陳情することに決定、県庁に赴きたるところ、手塚・秋山両代議士の斡旋にて代表者知事に面接す」とある。特に明治43年の被害は、40年を上回り、駿沢町内の被害家屋520余戸で、全戸数852戸の内、6割に達する。

明治年間は毎年のように満水が記録され水害も多発しているが、大正に入ると水害がめっきり減少する。大正3・7年に浸水するも被害なく、1911・14・15・16年に富士川増水があり、「大正元年（1912）九月廿二日 夜未より大暴風雨あり、廿三日朝に至り止む、町内被害全壊家屋九戸・半壊家屋三戸」、「大正六年（1917）九月三十日 十月一日降雨のため富士川出水十八尺五寸、町内浸水家屋六八戸」、「大正七年（1918）九月廿三日夜半より降雨出水、富士川増水一丈四尺、町内野道・橋梁など流失」の記事を載せているものの、大正9年（1920）に「土地収用事務所開設せられ、富士川改修着工さる。式拾ヶ年を要し昭和十五年竣工、総工費壱千五拾余万円なり」とされる富士川改修工事以降、水害が激減している。1925・45・46年に増水し、昭和10年（1935）には「九月廿一日より廿六日まで降雨あり大水害、富士川橋流失、この折学校床上約三尺浸水、宿通り白米屋付近まで浸水」の記事を記載するも甚大な被害はないようである。こうした状況から明治40・43年の水害で後述する本調査区の細砂層（南北セクション12層）が堆積したものと思われる。

平成8年（1996）発行の『駿沢町誌』では、昭和34年の台風7号と台風15号（伊勢湾台風）を大きな水害として取り上げている。台風7号では全壊家屋3戸、半壊家屋44戸、床上浸水112戸、床下浸水65戸、伊勢湾台風では全壊家屋26戸、半壊家屋143戸、床上浸水1戸、床下浸水21戸をあげ、伊勢湾台風では死者2名が記録されている。

#### 引用文献

- 駿沢町誌編纂委員会 1958 「駿沢町誌」  
山梨県教育委員会 1985 「河内路・西郡路」 山梨県歴史の道調査報告書第7集  
山梨県教育委員会 1988 「東河内路」 山梨県歴史の道調査報告書第16集  
山梨県教育委員会 1991 「富士川水運」 山梨県歴史の道調査報告書第19集  
青山靖氏 1996 「駿河交通路の変遷」『駿沢町誌』（上巻）  
秋山 敬 1996 「河内路と駿沢・黒沢役所」『駿沢町誌』（上巻）  
植松光宏 1996 「風水害と防災」『駿沢町誌』（下巻）  
小島 勇 1996 「河内路と駿沢宿」『駿沢町誌』（上巻）  
新津 健 1998 「駿沢河岸の沿革—研究史からみた河岸の姿—」『駿沢河岸跡』 山梨県埋蔵文化財センター調査報告書第148集  
村石眞澄 2005 「駿沢河岸跡をとりまく環境」『駿沢河岸跡Ⅱ』 山梨県埋蔵文化財センター調査報告書第224集

## 第3章 検出した遺構と遺物

### 第1節 検出遺構の概要

検出した遺構は、石垣、礎石建物跡、木枠、礎石、石列である（第7図）。石垣は、8ヶ所に構築されている。W-86～88グリッドにかけて北東～南西方向に構築された南東に表面を向ける高さ3mほどの石垣1、W-86～90にかけて石垣1に連続して同一方向に構築された高さ1.5mほどの石垣a、地表下約2mで検出した、石垣の最下部を1～2段残存したと思われる平面L字状の2つの石垣（北東～南西方向で南東に表面を向ける石垣2、北西～南東方向で北東に表面を向ける石垣3）、V-86～90にかけて北東～南西方向に構築された南東に表面を向ける高さ1.5mほどの石垣4、V-91～92にかけて北東～南西方向に構築された南東に表面を向ける高さ1mほどの石垣5、石垣4の南端と石垣5の北端を結ぶように北西～南東方向に構築され南西に表面を向ける高さ1mほどの石垣b、石垣5の南端に接してコの字形に構築された高さ1mほどの石垣cである。

石垣4の前面（川側）は幅2mほどの平坦面があり、犬走り状の小段となって石垣a天端となる。また、石垣5の前面は三角形状の平坦面があり、さらに川側は地山の傾斜面となっている（写真図版参照）。

この内、石垣aは石垣1より新しく、石垣を構成する蝶の長軸が上下方向に立つ傾向が強いいわゆる「落し積み」で周囲から戦後以降の遺物が多量に出土するため戦後に構築された比較的新しい石垣と判断し、立面図の作成は行わなかった（写真図版）。石垣bは、91列ラインに沿って北西～南東方向に設置された排水溝に伴って構築されたものの可能性があり、戦後の遺物が多量に出土することから戦後に構築された新しいものである可能性が高いと判断し、立面図の作成は行わなかった（写真図版）。石垣cは、明治40・43年水害時と考えられる細砂層の上に構築され、上面がコンクリートで固められ左右衛門風呂が設置されていた形跡がある（写真図版）。これも大正年間以降のものと考えられたため、立面図は作成しなかった。

礎石建物はU・V-88～90グリッドにあり、2間×4間の礎石配置であった。中央部を重機により掘り下げられた1.5×3.5m、深さ1.5mのゴミ穴で搅乱されていたが、中央部は礎石がないものと思われる。この礎石建物を埋積して北西部に角礎層があり、北辺と西辺に石列が敷設されていた。これを礎石建物埋積遺構と呼ぶ。上面に焼土面があり、細砂ピットが掘り込まれていた。

礎石建物埋積遺構の上面から掘り込まれた木枠がU-90グリッド南東部にあり、魚類やイルカ類の骨が多量に出土した。その直下から根石を伴う礎石が1基出土した（下層礎石）。

石垣5南端部、U-92南部からU-93北部にかけて北西～南東方向の石列が2列平行して検出された。北側の石列は石垣5の南端と接し、細砂層の直上に構築されていた。南側の石列は、細砂層の上と下の上下に分離できる。この石列を境として、U-93グリッドの造成面は南に向かって傾斜しているおり、口留番所の南限を示すものと思われる。その東側のV-93グリッドでは、明治40・43年の洪水時と思われる細砂層の下が東に傾斜する斜面となっている。

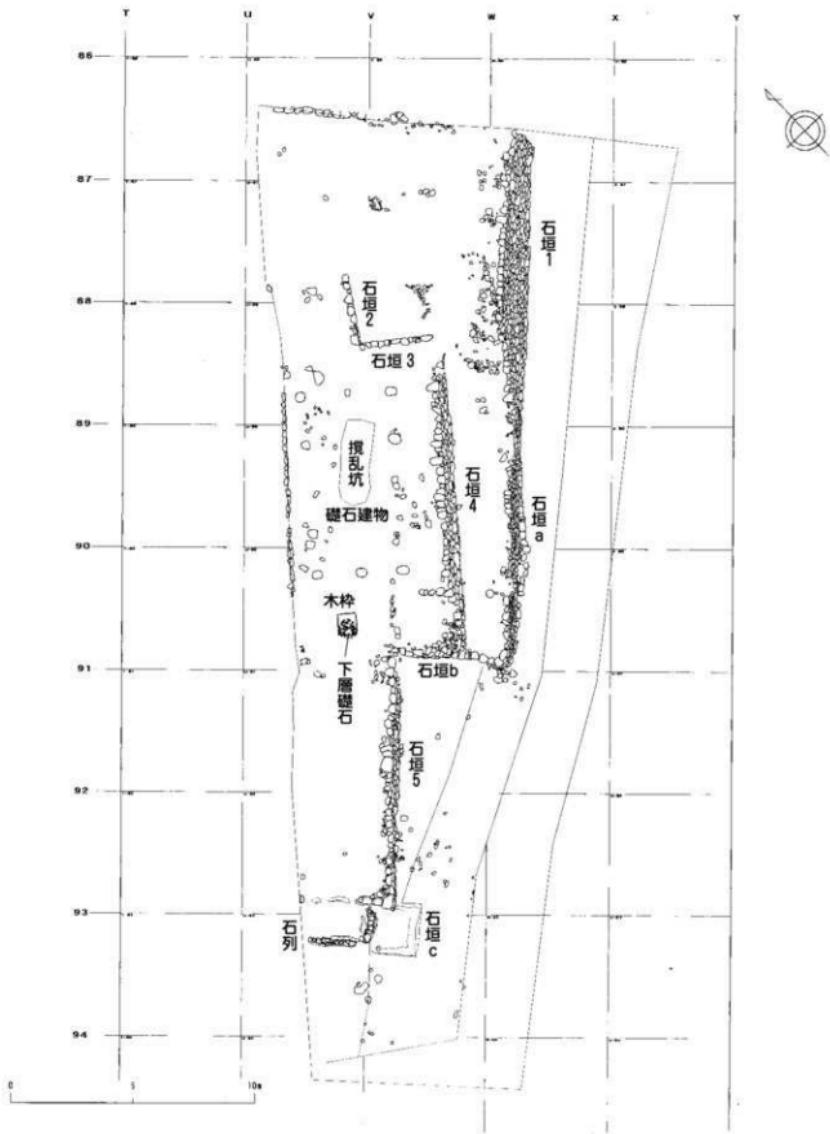
なお、U-87グリッド北西部で、炭化せずに生木の状態の木根を検出している（写真図版）。

### 第2節 土 層

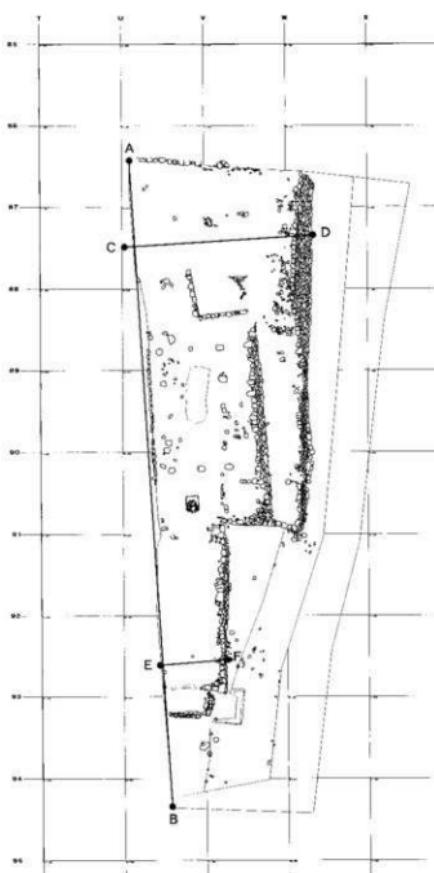
土層断面は、北東～南西方向のA-Bラインの南北セクション、南東～北西方向のC-Dラインの北部東西セクションとE-Fラインの南部東西セクションの3ヶ所で作図した（第8図）。土層番号と注記は第9・10図に示した。それぞれの土層の意義付けについて以下に記載する。

**表土層**；表土層は重機によって除去したが、南部東西セクション1層でセクションベルトに残したのと、南北セクション1層では道路面の下に観察できる。北部東西セクションでは2層がこれにあたる。土壤質の土層で、小礫を含む。

**地山基盤層**；南北セクションの21層が基盤層であり、調査区域の西辺中央部に弧状に露出した。南北セクション21層上面が平坦であるので、山の斜面を削り口留番所広場面を造成したものと思われる。



第7図 出土遺構配置図 (1/200)



第8図 土層断面位置図 (1/300)

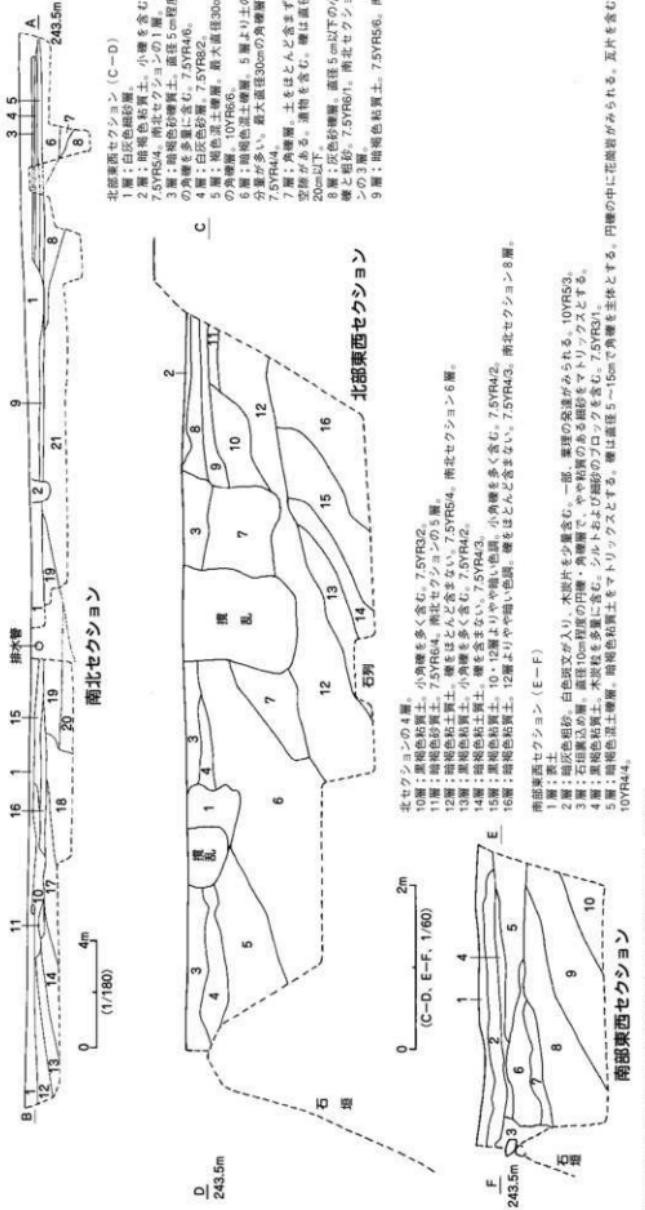
基盤層周辺斜面造成層；南北セクション6～8層、16～20層、北部東西セクション12～16層、南部東西セクション9・10層は、地山基盤層を埋積した埋め立て層で、人為層と思われる。表面は、周囲に向かって、緩やかな傾斜面をなしていたものと思われる。13層下底部には、南北方向に石列が見られ、土留めを意図した構造である可能性がある（写真図版）。これらの土層は、遺物をほとんど含まない。例外的に南北セクション18層の下底部で鉄軸陶器の小破片2点、動物骨1点などが出土した程度である。鉄軸小片は、天目茶碗とお歯黒壺と思われる（写真図版）。天目茶碗であるとすると、江戸前半にさかのぼる可能性もある。

斜面造成層の地すべり；南北セクションの20層上面には下層礎石が乗る。20層上面が一時地表面となっていたことを示すと思われるが、その面は北側で基盤層の21層にさえぎられているため21層の上面に連続することとなるが、基盤層が70cmほど盛りあがっており、下層礎石構築時は70cm以上の段差があったものと考えられる。下層礎石が口留番所の何らかの構造物の一部であるとするならば、番所の構内は平坦な一枚の平坦面であつただろうことから、基盤層の上面をすべり面とした地すべりにより段差がついた可能性も考える必要があろう。地すべりの存在を想定すると、基盤層南側の南北セクションの18層や、基盤層北側の7層についても、その層中や上面に平坦面を持ち、基盤層の上面と段差をもつている土層は、地すべりにより下方へ移動している可能性も考えられる。

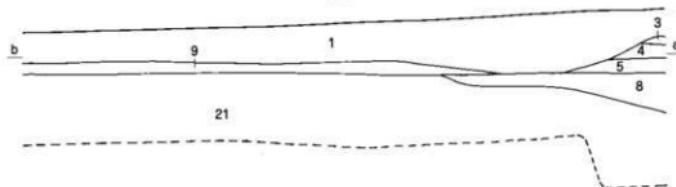
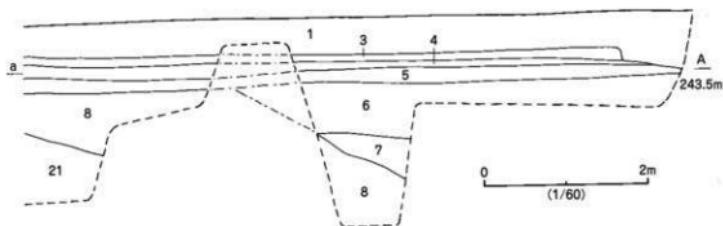
口留番所広場平坦面構成層；南北セクション3～5層については、斜面を埋める傾斜をもつ上記の土層に対して、水平堆積をした硬質の土層であり、造成された平坦面を構成する。その内、南北セク

ション5層、北部東西セクション11層は、北部東西セクション10層より古く、比較的古い平坦面を構成している。北部東西セクション10層以浅の8・9層、南北セクション3・4層は、東側を削り込まれ、ほぼ垂直な壁となっている。この壁は南北方向に延びるとともに、埋没小石垣の南北方向ラインと一致しており、ある時期石垣がこの面に構築されていた可能性を示すものと思われる。たとえば北側東西セクション9層上面を口留番所広場の平坦面東端とする段階を想定すると、石垣の高さは7～80cmの低いものと推定される。海野家に残る江戸末期の口留番所の絵図（写真図版）に、この付近に「二尺位石垣」と記載されており、ちょうどその高さと一致するものとなる。南北セクション3層、北部東西セクション8層は砂礫層であり、洪水により口留番所広場面が砂礫で覆われたことを示している。第2章で述べた慶応3・明治元両年の水害で形成された可能性がある。さらにその面は平坦にされ、使用が継続されている。これらの土層も遺物を含まない。

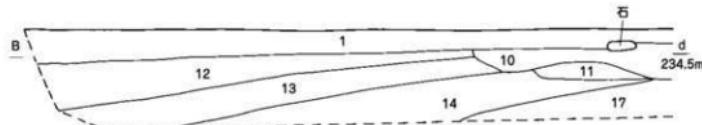
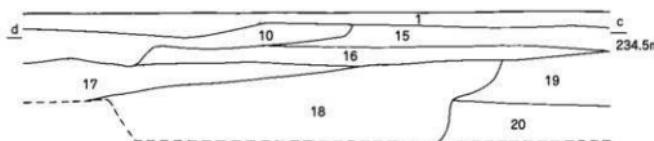
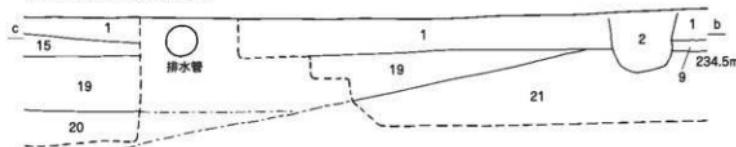
口留番所廃止直後造成層；これらと連続するかに見える南北セクション9層は、礎石建物を埋積する土層であり、



第9図 土層図面図 (1)



(a, b, c, dはそれぞれ連続する)



- 7層：黒褐色粘質土。小角礫が多く入る。7.5YR4/2。北部東西セクション15層。  
 8層：暗褐色粘質土。礫をほとんど含まない。7.5YR4/3。北部東西セクション16層。  
 9層：暗褐色砂礫質粘土。粘質土をマトリックスとする砂礫を多く含む土層。7.5YR5/3。  
 10層：暗褐色泥上層。暗褐色粘質土をマトリックスとする。礫は直徑5~15cmで角礫を主体とする。円礫の中に花崗岩がみられる。瓦片を含む。10YR4/4。南部東西セクションの5層。  
 11層：細砂層。  
 12層：灰色細砂層。  
 13層：暗褐色砂礫質粘性土。直徑10cm以下の角礫を多量に含む。7.5YR5/4。  
 14層：暗褐色粘質土。礫をほとんど含まない。7.5YR4/4。  
 15層：黒褐色粘質土。直徑3cm以下のクサレ礫を多く含む。7.5YR5/4。  
 16層：暗褐色粘質土。7.5YR5/4。  
 17層：黒褐色粘質土。クサレ礫を多く含み、非常に硬質。乾燥すると塊状構造がみられる。10YR2/3。南部東西セクションの9層。  
 18層：暗褐色粘質土。17層に比べやや軟質。7.5YR4/4。南部東西セクションの10層。  
 19層：黒褐色粘質土。礫をほとんど含まない。砂砾や小礫層がラミナ状に10面以上入る。7.5YR4/2。  
 20層：暗褐色粘質土。礫をほとんど含まない。硬質。7.5YR5/4。  
 21層：黒褐色クサレ層。褐色のクサレ礫を多量に含む。クサレ礫は最大直徑60cmと大型のものをかなり含む。7.5YR3/2。自然地形を構成する基盤層と思われる。

第10図 土層断面図(2)

文久永宝以降の遺物を含むことから、幕末以降の土層と考えられ、南北セクション3～5層と堆積時期に隔たりがある。この部分では幕末から明治初期に大きく掘削され造成された可能性が高い。南北セクション3層上面から基盤層上面までの約50cmの土層が掘削され、東側に埋め立てられたものと考えられる。その造成段階と思われる土層が、南部東西セクション8層と考えられる。また、出土遺物から南北セクション14層もその可能性がある。基盤層のすぐ東側を埋めている造成層には白壁の漆喰細片が目だって含まれており、おそらく周辺の旧来から生活が展開された地域の土層を持ち込んだものと思われる。

廃止直後造成以降の土層と洪水層；南北セクション9層は明治年間に形成したものと思われるが、出土近代硬貨は明治24年までがほとんどであり、1894年（明治27）の日清戦争頃までに廃止直後の造成面を埋積したものと思われる。9層上面、15層上面のレベルから方形木枠遺構が掘り込まれ、砂層が中を埋積していることから、明治40・43年の水害以前に機能していたものと思われる。木枠内出土の色銅版皿からもこの年代が指示される。南北セクション12層の細砂層が第2章で述べた

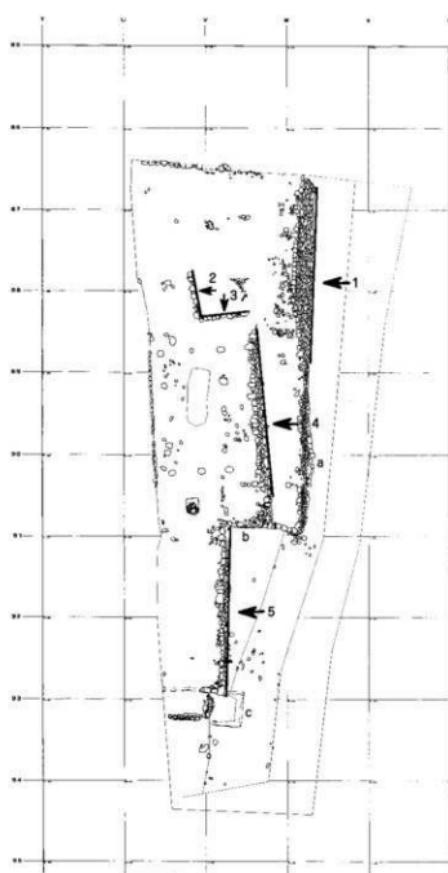
明治40・43年洪水層と思われる。

明治40・43年の洪水で周囲が砂で埋積され、地形がかなり変更されたものと思われる。生活もかなり変化し、この地域には人が居住しなくなっていた可能性がある。再び人が住みだすのは戦時中以降と思われる。

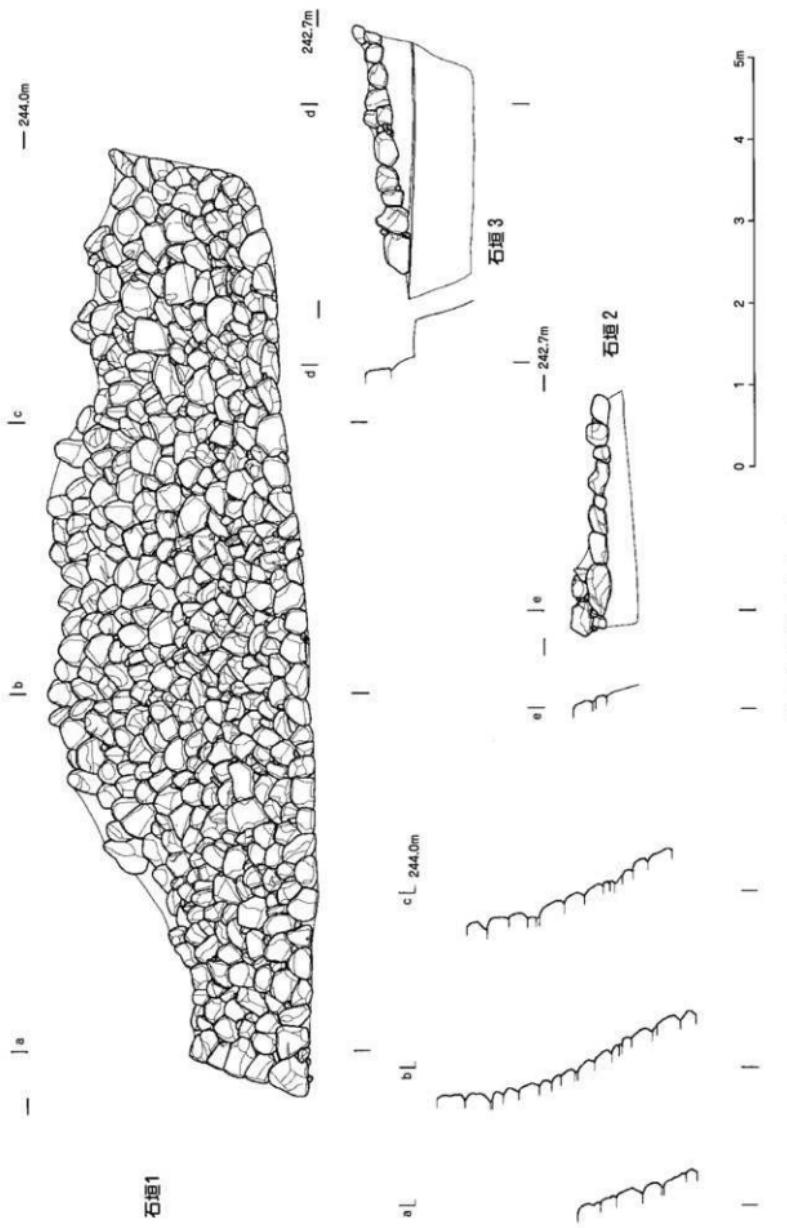
### 第3節 石垣

石垣1（第12図上段）は、W-86～88グリッドにかけて北東～南西方向に構築され、南東に表面を向ける。高さ最大約3m、長さ11.5mで、南端部に隅石が5段残存する30～60cmの方形ないしは長方形の円礫～亜角礫石材を不規則に積み上げている。石材に加工の痕跡はみられず、比較的平坦な面を表面としている。石質は緑色の火山岩疊凝灰岩を主体としており、花崗岩はみられない。断面形は下半で水平面との成す角度が65度程度と傾斜を持つが、上半部では80度程度と垂直に近く反りあがる。背面は、栗石等の緩衝材がみられず、直接造成土層となっている。この石垣の背後を埋める土層は最下層に明治初年～20年代の型紙摺り等を含まない磁器群がみられ、最上層部には型紙摺りと銅版転写の磁器群がみられることがから、明治の前半、明治20年頃までに一挙に埋め立てられたものと推定される。石垣1もその年代頃の構築と考えられる。

石垣2・3（第12図下段）は、疊層ないしは混土疊層（北部東西セクション6・7層）に埋められて、地表下約2mで検出した。石垣の最下部が1～2段残存したと思われる平面L字状に接する石垣である。石垣2は北東～南西方向で南東に表面を向け、長さ3m、高さ50cmであり、元米

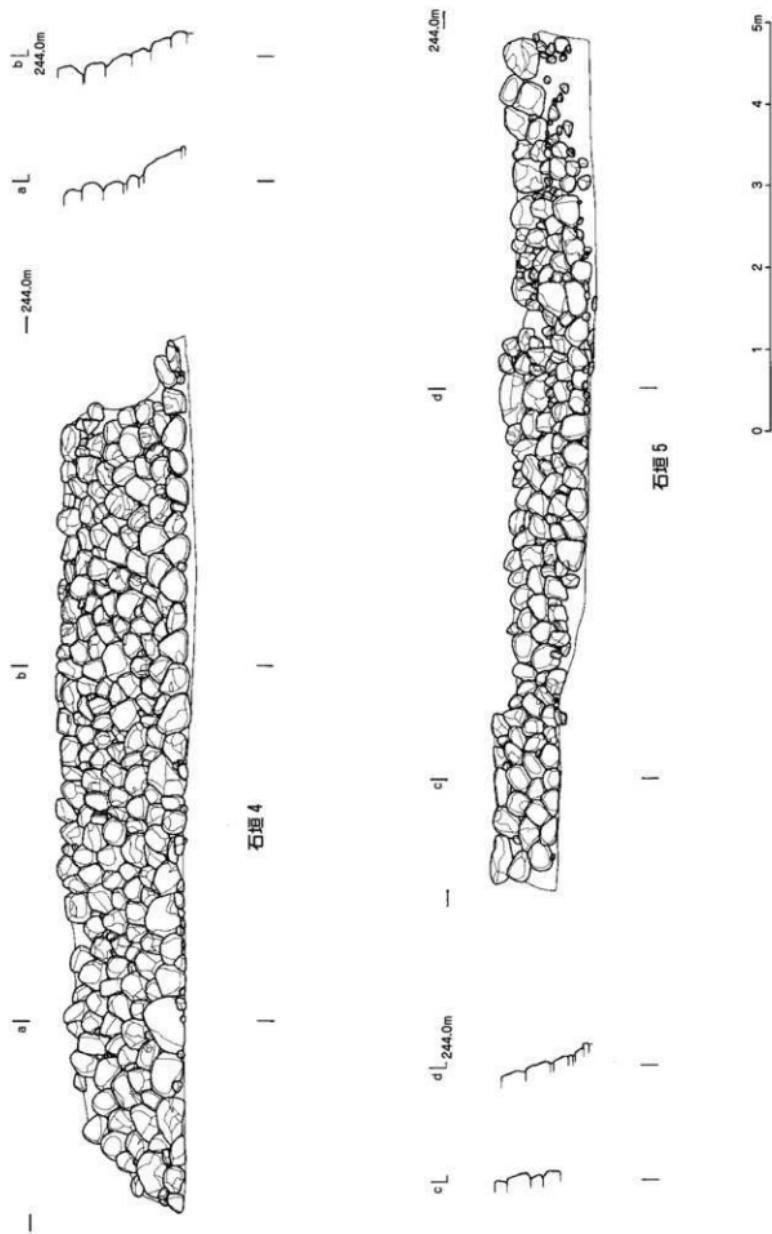


第11図 石垣実測図の範囲と位置



第12回 石垣（1）（1/60）

第13図 石垣(2) (1/60)



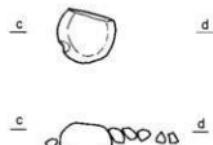
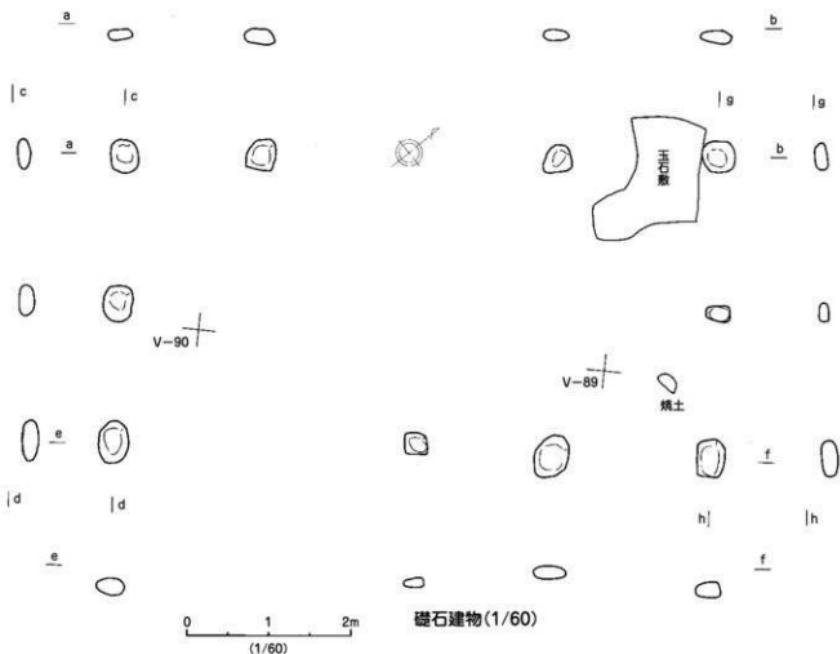
はさらに北東方向、南西方向に延びていたものと考えられる。石垣3は北西—南東方向で北東に表面を向け、長さ3m、高さ40cmであり、南東部は石垣4に連続していたものと推定される。石材の内、大きいものは長さ65cm、幅30cmで、主に一辺30~40cmの正方形から長方形の石材を使い、打撃により表面を加工した平坦面を表面にしているものが多い。石質は、軟質の火山岩礫凝灰岩が主体を占める。石垣2の背後では比較的硬質の暗褐色粘質土（南北セクション8層）が埋めており、遺物はみられない。背面ラインは、北部東西セクションの口留番所広場構成層前面（東縁）に連続しており、口留番所の東縁部に構築された石垣の基底部である可能性が高い。海野家絵図のこの付近に「二尺位石垣」とあり、北部東西セクションの口留番所東縁部の断面高さとほぼ一致することから、60cm程度の低い石垣であった可能性が高い。石垣3の背後には明治のごく初期（鰐沢口留番所が廃止された明治2年から、磁器の絵付けに酸化コバルトが使用され始める明治5年までの年代）の磁器群や寛永通宝のみの錢貨群を中心とする遺物群を含む造成土層があり、また、前面には型紙摺り等を含まない磁器群を中心とする遺物群が埋めており、明治初年から明治20年代までに構築され、さらにその年代の範囲内で上半部が壊されたものと考えられる。明治初年の造成に伴い新たに構築され、石垣2より後に築かれた可能性があるが、高さなど石垣2と合わせたものであった可能性が考えられる。

石垣4（第13図上段）は、V-86~90にかけて北東—南西方向に構築され、南東に表面を向ける長さ11m、高さ1.5mほどで、北端部と南端部には隅石がなく搅乱を受けている可能性がある。石垣断面の傾斜は、下半部で水平面との成す角度が65度程度、上半部で80度程度と、石垣1と同様な断面形態を示す。石材は大きいもので長さ70cm、幅50cmであるが、主体となるのは30~40cmの方形ないし長方形の円礫~亜角礫である。石垣1同様に石材に加工の痕跡はみられず、比較的平坦な面を表面としていて、石質は緑色の火山岩礫凝灰岩を主体としており、花崗岩はみられない。背後には栗石ではなく、直接造成土層となっている。背後の造成土層は石垣3同様で、比較的軟質の黒褐色粘質土層で、漆喰片を多く含んでおり建物の解体に伴う廃材等も含んでいた可能性がある。出土遺物から明治2~5年頃の造成と考えられ、石垣も同様な年代と思われる。石垣が構築された基盤となる土層は北部東西セクションの12層以下の口留番所造成層と考えられる。

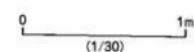
石垣5（第13図下段）は、V-91~92にかけて北東—南西方向に構築された南東に表面を向ける、長さ10m、高さ1mほどの石垣で、北端部と南端部には隅石がなく搅乱を受けている可能性がある。石垣断面の傾斜は、70~75度とやや急傾斜である。大きいものは長さ65cm、幅30cmであるが、主体となるのは30~40cmの方形ないし長方形の円礫~亜角礫である。石垣1同様に石材に加工の痕跡はみられず、比較的平坦な面を表面としていて、石質は緑色の火山岩礫凝灰岩を主体としており、花崗岩はみられない。V-92グリッド南半部については、明治40・43年の洪水層の可能性がある南部東西セクション6層の細砂層を削り込んで構築されていることから、明治末年頃に比較的新しく繕ぎ足されたものである可能性がある。石材も大きさが揃っており、落し積みの傾向が強い。それ以外の部分については石材の大きさが不ぞろいで、積み方も不規則で、直径15cm程度の小型礫が礫の間を埋めている傾向がある。背後の土層は非常に硬質の明褐色粘質土層で、瓦片を含み、口留番所廃止以降の造成土層と考えられる。石垣4同様に明治2~5年頃の造成に伴うものと思われる。

#### 第4節 磯石建物

礯石建物はU・V-88~90グリッドにあり、2間×4間の礯石配置であった（第14図上段）。北東—南西方向が7.7m、南東—北西方向が4.1mと、北東—南西方向に細長い。10個の礯石が残存し、大きいものは長さ60cm、幅45cm、厚さ20cmで、主に直径40cm、厚さ20cm程度の扁平な花崗岩円礫を用いている。ただし、北辺中央部と東辺中央部の礫は直径30cm、厚さ15cm程度の小型礫を置いている。また、西辺中央部と東辺南部の2個の礯石を欠く。礯石の重心の距離は、南側4点の礯石間と北部の東側大型礯石と小型礯石の間が1.8m、北部のその他の大型礯石の間が2mである。東辺の北から2番目の特に大型の礯石は浮き上がっており、埋設後も再利用された可能性がある。北西隅の礯石南側の礯石基底面に、直径5cm程度の小円礫を敷き並べた玉石敷きが検出された。西半部では黒石が目立ち、東半部では白石が目立つ。入り口部の構造である可能性がある。また、北東隅部分の礯石基底面に焼土がみられた、礯石建物は地山基盤層である南北セクション21層上面や、口留番所造成層であ

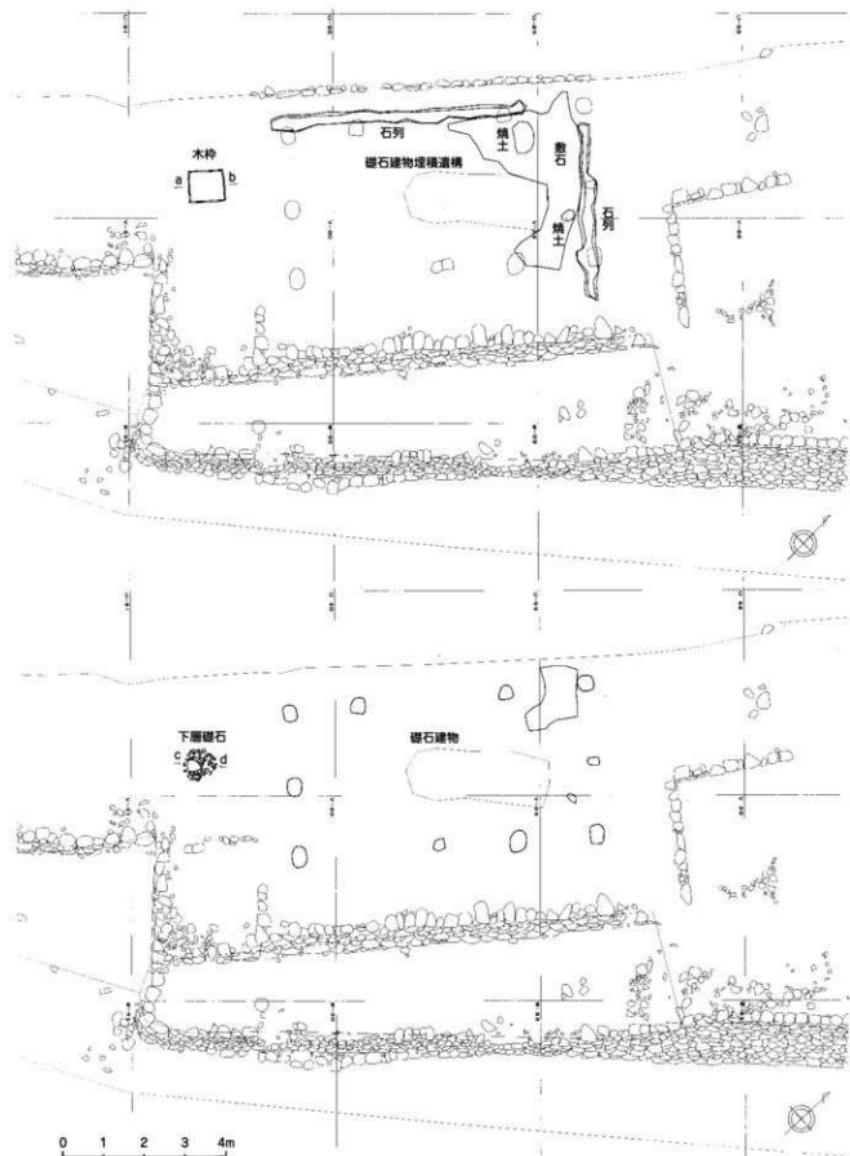


下層石造(1/30)



各遺構出土レベル  
(土層断面は南北セクション)

第14図 石造建物・木枠・下層石造



第15図 磚石建物・木枠・下層磚石配置図 (1/120)

る19層上面に基盤面があるが、南北セクション3～5層の口留番所広場面構成層を削り込んで構築されている。また、東半部の礎石は、蝦沢口留番所が廃止された明治2年から、磁器の絵付けに酸化コバルトが使用され始めた明治5年までの年代の磁器群や寛永通宝のみの錢貨群を中心とする遺物群を含む造成土層の上に乗っており、この年代の造成直後に構築された可能性が高い。

礎石建物の北部の北西部は、角礎層で埋積され、北辺の礎石列直上と西辺の礎石列直上に石列が敷設されていた（第15図上段）。角礎層を含む礎石を埋める土層内には明治5～20年までとされる美濃焼きの多治見市大原15号窯跡出土磁器群に対比される酸化コバルトの手描磁器群と文久永宝を含む穴明き銭、明治10年代を中心とする錢貨が出土しており、明治20年代までに埋積されたと思われる。この礎石建物埋積造構の上面は石垣4の天端のレベルにほぼ合っており、石垣4の上部がこの時の造成にあわせて継ぎ足されている可能性が考えられる。

## 第5節 その他の遺構

U-90グリッド南東部に木枠がある（第14図下段右）。各辺がグリッドラインにほぼ平行し、北東一南北方向が上側で88cm、南東一北西方向が78cmと、北東一南北方向にやや細長い。深さは62cm、で周囲に薄い板が張られていた。埋め土の上半部は瓦が多量に入り、下半部からは魚類やイルカ類の骨が多量に出土した（第4章参照）。掘り込み面は、礎石建物埋積造構の上面とはほぼ一致し、その遺構に伴う可能性がある。出土遺物に色銅版転写の磁器があり、砂層を混入することから、明治40・43年の水害時頃に廃棄されたものと考えられる。

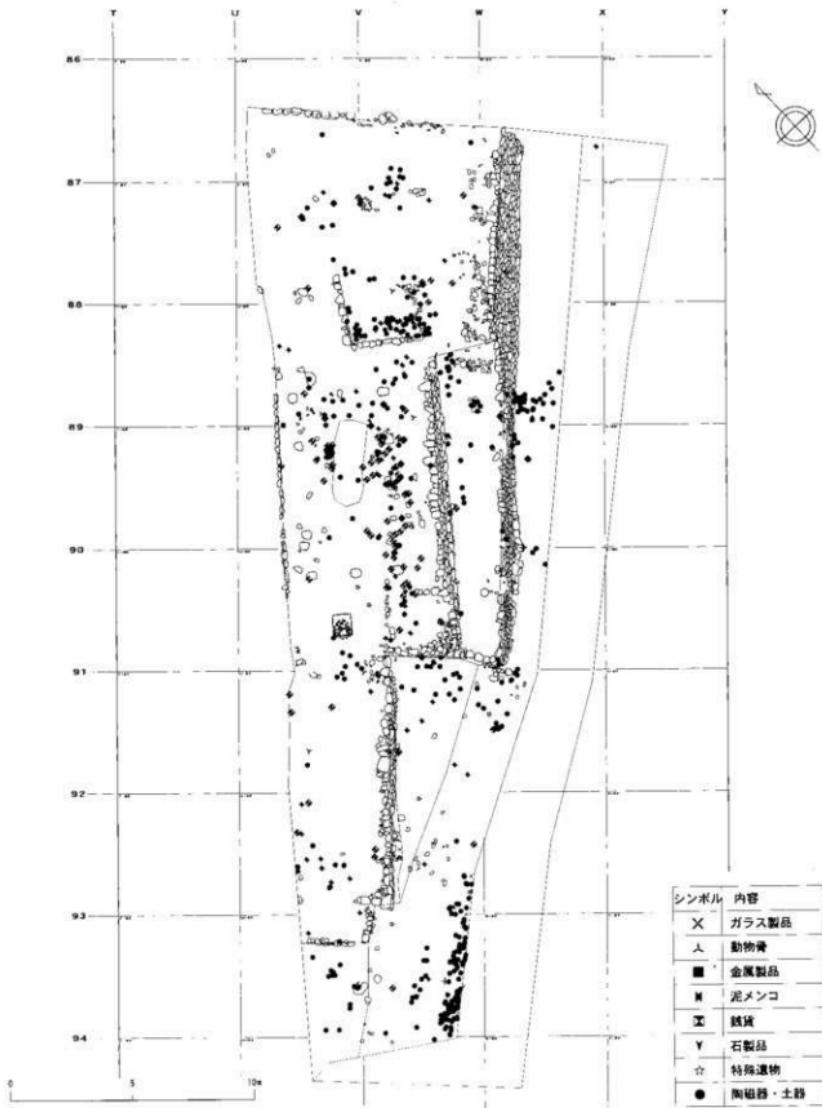
その直下から下層礎石を検出した（第14図最下段断面図）。直径85cmの円形の範囲に角礎が敷かれ、その中に埋まるように、直径35cm、厚さ20cmのほぼ円形の花崗岩扁平円礎の礎石が1個出土した（第14図下段左）。口留番所造成層の20層上面に位置しているが、このレベルで何らかの建物があったと考えるよりも、口留番所広場面より1m程度低いことから、地すべりにより低い位置まで動いてしまったと考えるのが合理的であろう。出土位置からして、門の礎石の可能性が考えられる。

## 第6節 遺物分布

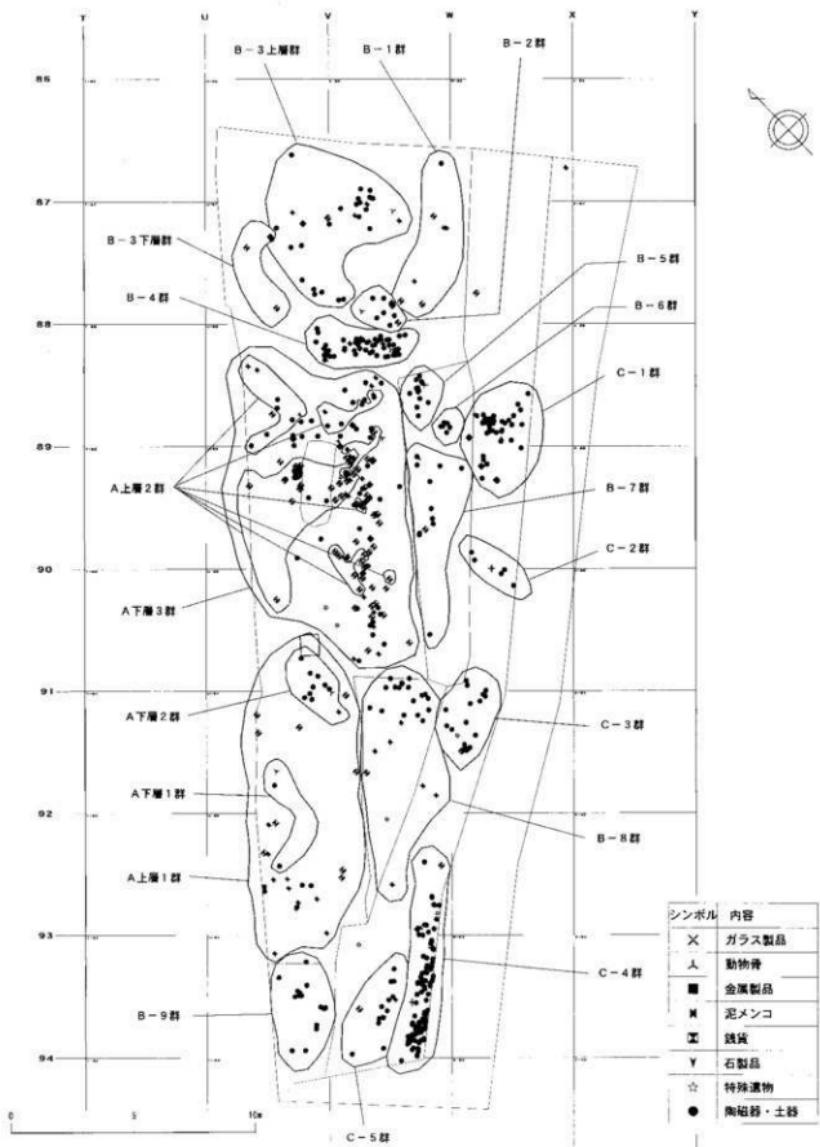
出土遺物は、陶磁器、土器、泥メンゴ、錢貨、金属製品、石製品、ガラス製品、特殊遺物、動物骨に分けられる。こうした遺物は、ゴミとして廃棄されたり、造成層の中に混入したものである。調査の人力による精査段階の初期に表面から30cm程度の深度については、戦後の廃棄物の混入が激しかったため、一括遺物として取り上げたものが多いが、それより深い深度で出土したもの多くは、光波測距儀で位置データを測量して通し番号をつけて（光波番号）取り上げている。その遺物全体の平面分布図を、第16・17図に示した。また、実測図を示した遺物について、ID番号とその出土位置を第18・19図に示した。

遺物分布の内、石垣背後の造成層中出土のものは、石垣前面を埋める土層出土のものより古い。また、石垣背後の遺物群の内、石垣2～5背後の造成層中出土のものは、本調査区域で最も古い遺物群である。そこで、まずこの最も古い遺物群をA群とする。次に古い石垣1背後の遺物群をB群とする。さらに、石垣4の前面で石垣a背後の平坦面や、石垣5の前面の平坦面、石垣5背後の造成面に連続するU-93グリッドの遺物群は比較的古い様相を示すことから、B群として扱う。また、石垣1および石垣a、石垣5前面の傾斜面に堆積した細砂層などから出土した、最も新しい様相の遺物群をC群とする。

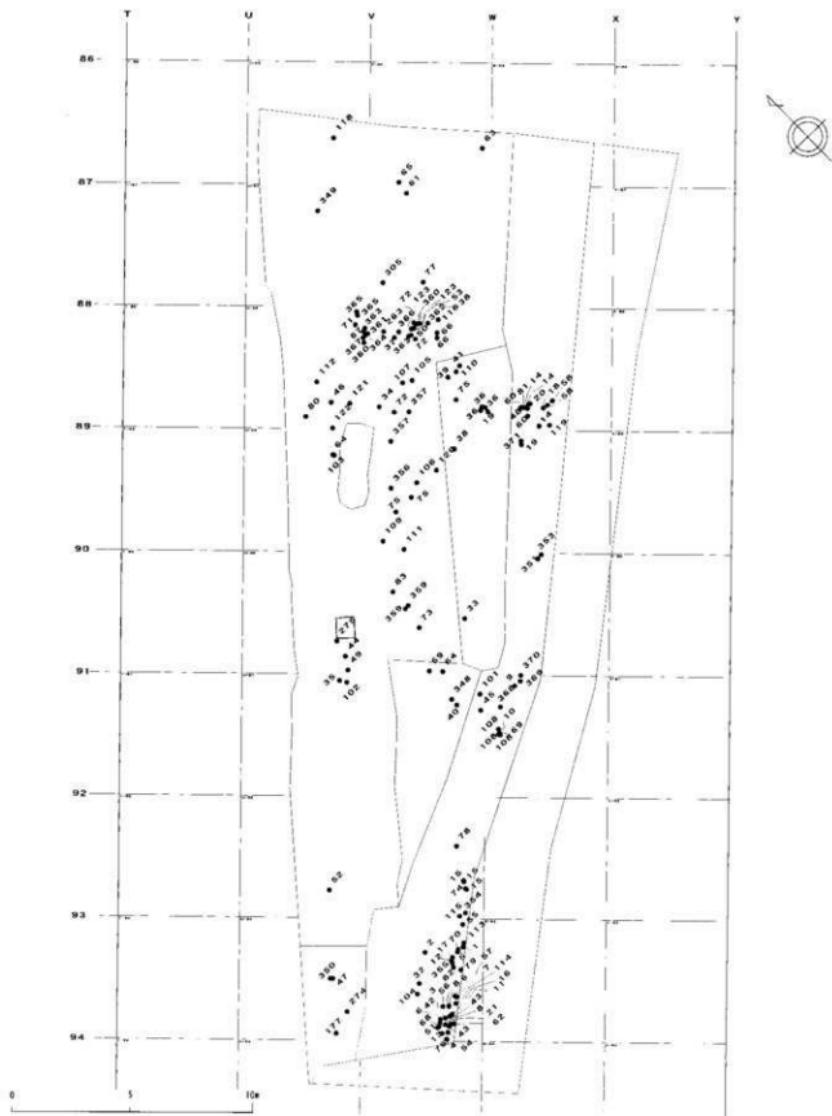
さらに各群の中で、集中部を形成したり出土レベルの違いから細かく遺物群を設定することができる。A群は礎石建物を埋める土層を中心とした上層群と、それより深いレベルから出土した下層群に分けられ、A下層群は3群（A下層1～3群）、A上層群は2群（A上層1～2群）に分けた（第17図）。出土レベルについては、土層や遺構との関係も含めて第20～23図に示した。石垣4背後のU・V-88～90グリッドの遺物群については、礎石建物の礎石基底部より浅い位置から出土したA上層2群と、礎石基底部より低い位置から出土したA下層3群とに分離した（第21図、第22図最下段）。A下層3群は、造成層の中に混在する遺物群で、土層の中に様々なレベルに分散して分布している。A上層2群は、南北セクション9層を中心に分布する。石垣5背後のU-91・92グリッドの遺物群は、南北セクション15・16層を中心とするA上層1群と、口留番所造成層である18層下部



第16図 遺物全体分布図 (1/200)

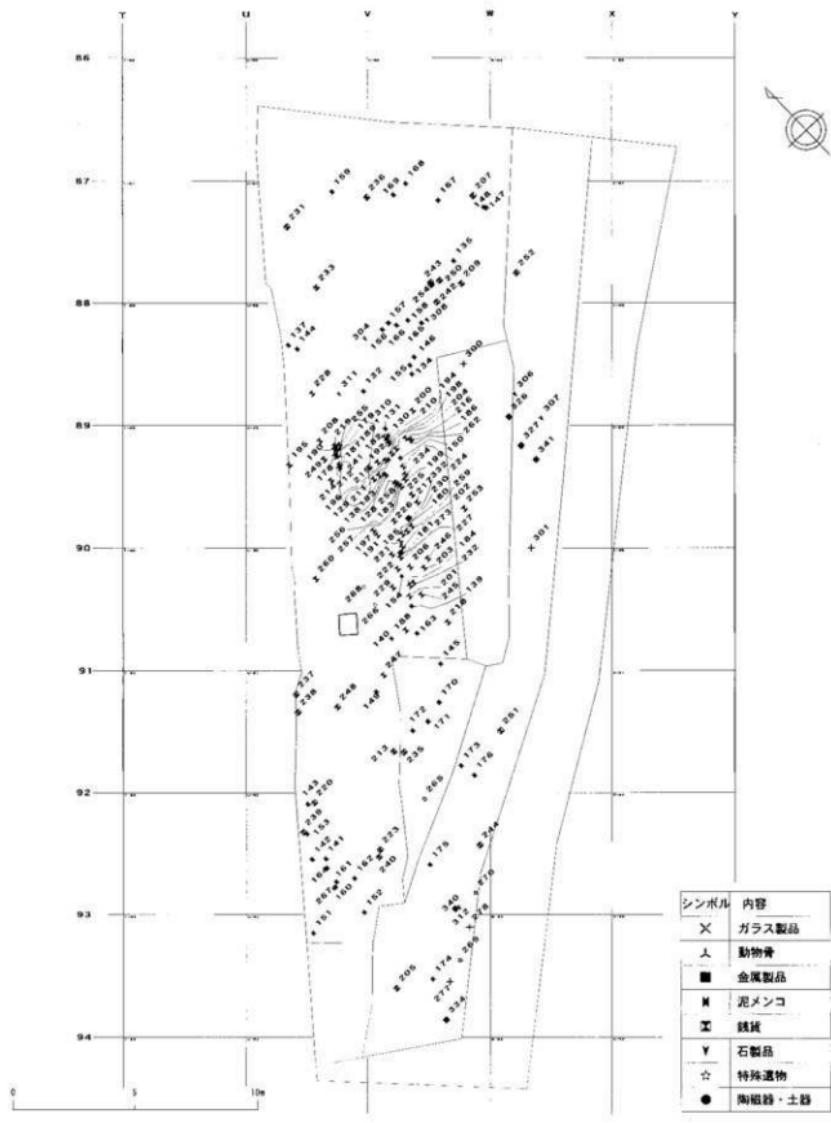


第17図 遺物群区分図 (1/200)

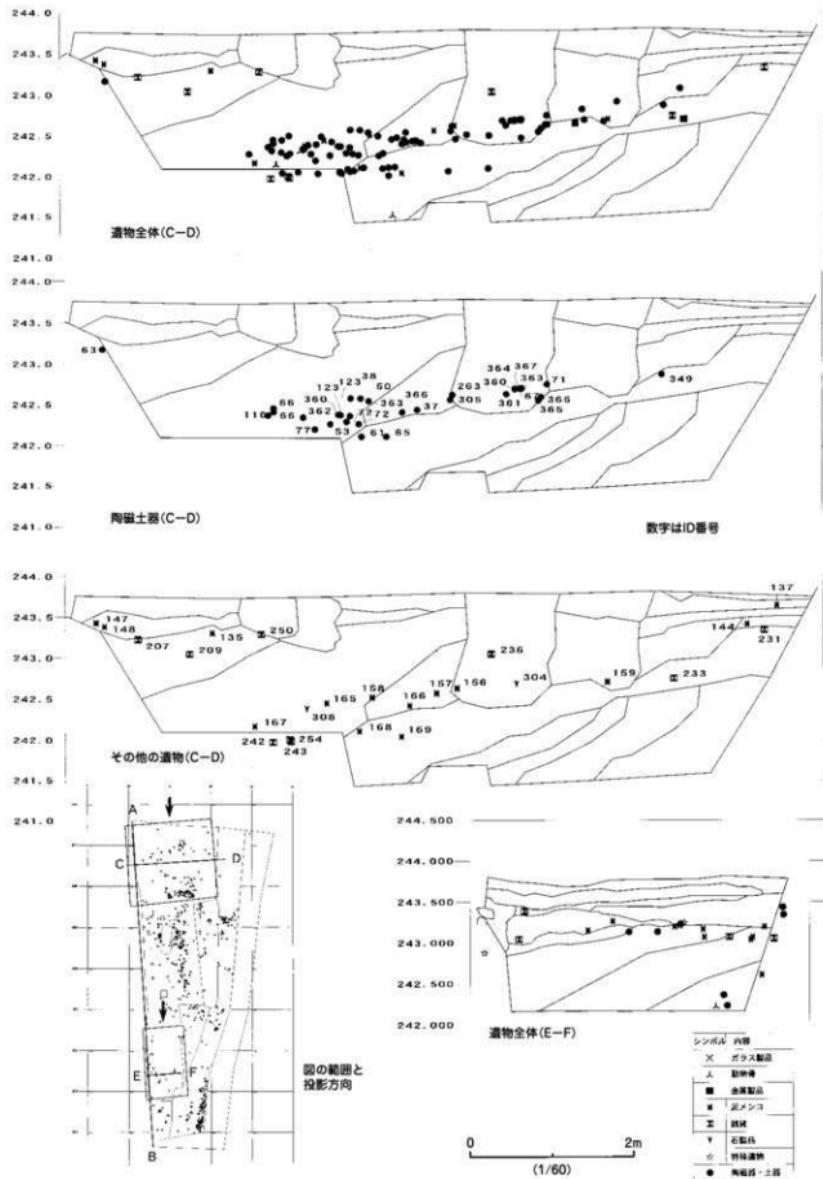


数字はID番号

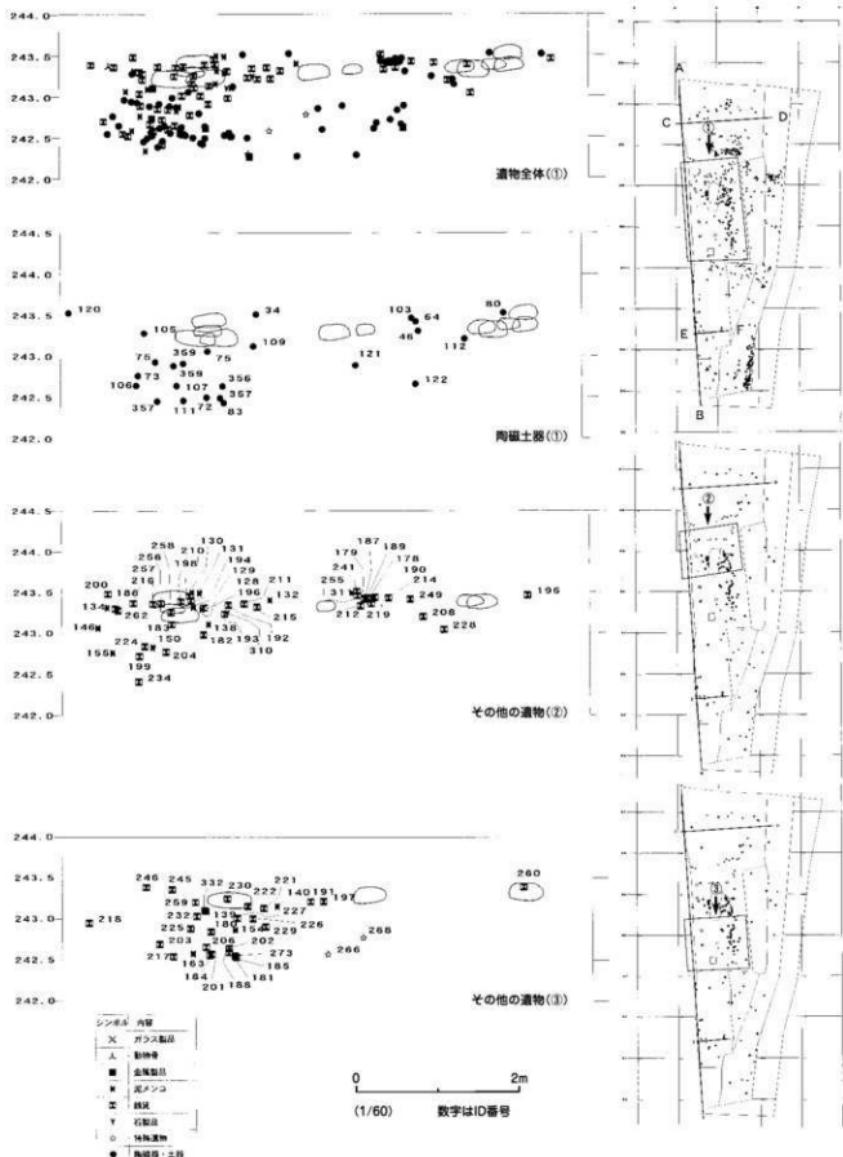
第18図 実測遺物位置図（陶磁器・土器）(1/200)



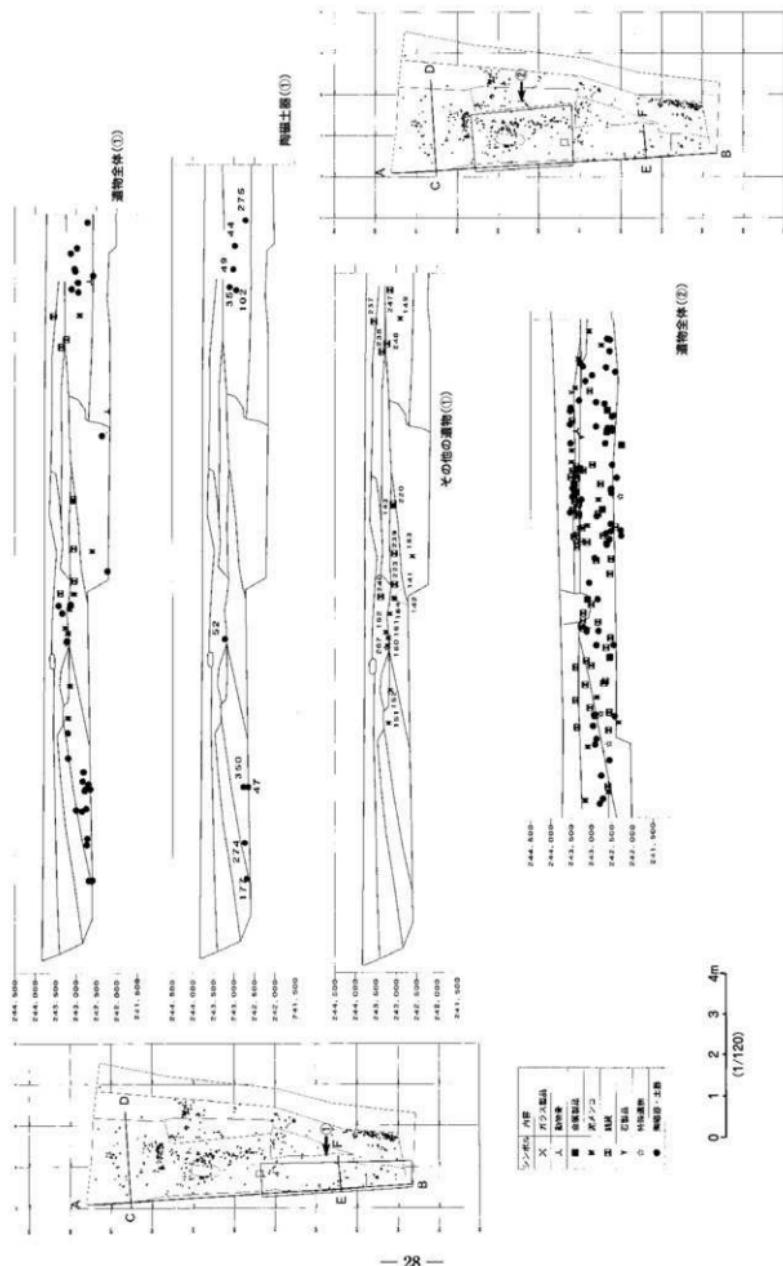
第19図 実測遺物位置図（その他の遺物）（1/200）



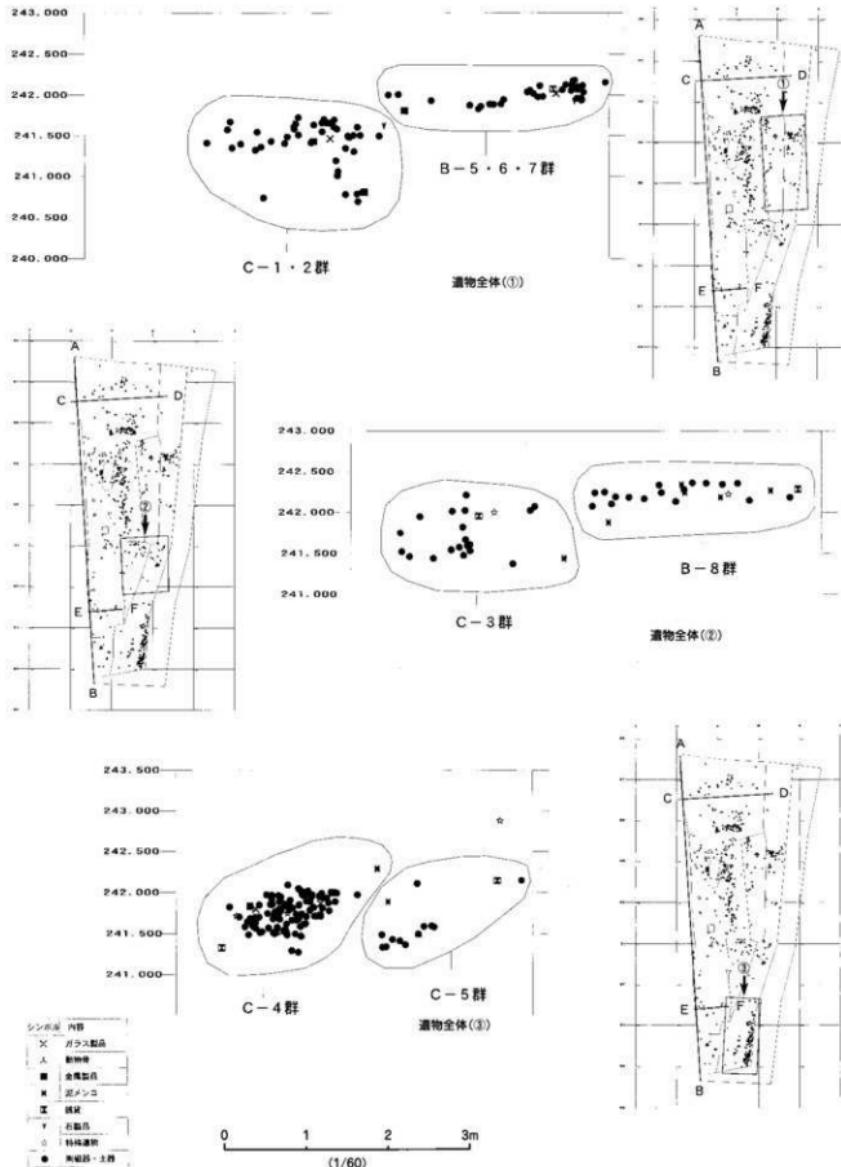
第20図 遺物垂直分布図（1）



第21図 遺物垂直分布図（2）



第22圖 遺物垂直分布図（3）



第23図 遺物垂直分布図（4）

から出土したA下層1群、19層中にまとまって出土したA下層2群がある（第20図下段、第22図上段）。

B群は石垣1背後の遺物群では、北部東西セクション5層上部のB-1群、同セクション6・7層に埋められた木枠と思われる部分から集中出土したB-2群、B-87グリッドで口留番所造成層から出土しているB-3下層群、石垣2・3前面で同セクション6・7層に埋められてまとまって出土したB-4群がある。石垣4前面の平坦面から出土したB-5～7群、石垣5前面の平坦面から出土したB-8群、U-93グリッドで南北セクション14層から出土したB-9群を区分した。

C群は、集中出土した5群に分離した（第23図）。石垣1前面を埋める粘質土層中から出土したC-1群、石垣a前面を埋める粘質土層中から出土したC-2・3群、石垣5前面の傾斜面を埋める細砂層中から出土したC-4・5群である。本調査区で最も新しい遺物を含む遺物群である。

このほか、人力による精査作業の表層30cmで、出土位置を記録せず一括取り上げを行った遺物群について、A・B上層一括群やC-1～5群付近として遺物を示した。

## 第7節 遺 物

A下層1群 陶器片2点と動物骨1点であり、いずれも小片のため図化できなかった。陶器は鉄軸で、断面黒褐色のお歯黒壺の肩部と思われるものと、内外面とも赤褐色斑点の入る漆黒色の鉄軸で断面白褐色硬質の天目茶碗胴部と思われるものである（写真図版）。B-3下層群とともに口留番所造成段階の古い遺物と考えられるが、天目茶碗とすると江戸初期にさかのぼる可能性もある。

A下層2群（第24図上段） 磁器は手描の丸碗、筒丸形小碗、端反小杯があり、吳須は山呉須と思われる比較的くすんだ青色を呈する。陶器ではほぼ完形の丸形土瓶がある。そのほか、せみの泥メンコ、紅皿がある。

A下層3群（第24図下段・第25図上段） 磁器は端反中碗、筒丸形小碗、鉢、徳利があり、いずれも手描で呉須は山呉須と思われる。ほかに白磁押型文型打皿、紅皿がある。陶器では、蓋、灯明皿、小杯、土器では、かわらけ等がある。そのほか、比較的小型の面を中心とした泥メンコ、寛永通宝、鉄銭、雁首銭、土鈴、さいころ、簪がある。さいころは、數目に穴があけられ、一部に鉛が残存していることから、八百長賭博用に調整されたものである可能性がある。

A上層1群（第25図中段） 磁器では筒形小碗、紅皿がある。図示しなかったが、手描で呉須に酸化コバルトを用いた丸形中碗、赤絵付けの端反碗がある。その他の遺物では、比較的大型のものを含む泥メンコ、寛永通宝、文久永宝、明治9～17年の半錢、1銭硬貨、1866年のイタリア硬貨がある。

A上層2群（第25図下段、第26図、第27図上段） 磁器では酸化コバルト手描の端反中碗、山呉須手描の筒丸小碗がある。図示しなかったが、山呉須手描の皿や、イッチンによる白泥点描や茶・緑釉手描で青磁軸の筒形小碗、酸化コバルト手描で体部が直線的にハの字状に開く円錐形飯茶碗がみられる。陶器は手描の蓋、灯明皿がある。土器には大窓片がある。泥メンコは大型が多い。石製品は軸受け石がある。銭貨では穴明き銅銭が25点あり、寛永通宝が18点あるが、文久3年（1863）鑄造の文久永宝が7点と多い点が特徴である。鉄銭1枚がある。近代銭貨は11点あり、明治9～21年の半錢、1銭、2銭硬貨が8点と大半を占める。礎石建物埋立て段階の遺物群と思われる。明治42年20銭、大正3年1銭、昭和12年1銭があるが、礎石建物埋積遺構使用段階の混入であろう。

木枠内（第27図中段左） 色銅版の皿と「海産乾物」銘の端反小杯がある。

細砂ビット内（第27図中段右） スクリュー栓の葉ビンと王冠栓の中ビンがある。製造が機械化されて以降のものと思われるが、ガラス内に気泡が多く入り、20世紀初頭のものである可能性がある。

A上層一括遺物（第27図下段） 磁器では山呉須手描の丸碗、酸化コバルト手描筒丸小碗、銅版転写の端反小碗、酸化コバルト手描の仏飯具がある。陶器では土鍋蓋、土器ではかわらけがある。ID84の端反中碗は山呉須で鳥・花文を手描し、内面みこみに「(成)化(年)制」と銘があるものと思われる。瀬戸・美濃系の1800～1860年頃の製品であろう。ガラス小ビンは2点を図示したが、いずれも型吹き法で折り返し口縁のナデ整形時に型跡が消されている。明治40年代から大正年間にはじまる機械製ビン以前の製品の可能性がある。銭貨は明治16年1

銭がある。金属製品では、キセル雁首、小刀、角釘がある。特殊遺物として骨角製品のシガレットパイプ、裁縫ヘラがある。

**B-1群**（第28図中段）磁器では銅版転写端反小杯がある。泥メンコは大型品である。銭貨では寛永通宝、文久永宝、明治20年半銭がある。

**B-2群**（第28図下段左）酸化コバルト手描の磁器蓋、明治14～19年の半銭3枚がある。

**B-2群付近一括遺物**（第28図下段右下）酸化コバルト手描筒形小碗、イッチンによる白泥点描や茶・緑釉手描で青磁釉の筒形小碗がある。

**B-3下層群**（第28図下段右上）鉄銭、雁首銭である。口留番所が機能していた段階の遺物である可能性が高い。

**B-3上層群**（第29図上段）磁器では酸化コバルト手描の蛇の目高台皿、白磁小杯、紅皿がある。土器では十能の一部と思われるものがある。泥メンコは4点ある。石製品では太い石筆がある。銭貨は、大正10年1銭であるが、これだけゴミ穴内に入っていた可能性がある。

**B-4群**（第29図下段、第30図上段）磁器では黒味のあるうっすらとした青色の山呂須手描丸形中碗、山呂須手描の端反中碗、酸化コバルト手描の丸形中碗、酸化コバルト手描の端反小碗、赤絵付け端反小碗、酸化コバルト手描の小皿、山呂須手描の五寸皿、山呂須手描赤絵付けの蓋、押型文の小碗と端反稜皿、青磁型打ち小皿がある。ID37・364の端反中碗は肥前系の可能性があり、1800～1860年頃の製品である可能性がある。ID67の型打丸形輪花皿は肥前系で、1780～1860年頃であろう。陶器では土瓶、小甕、擂鉢、土器では行平の把手と土瓶、鳩徳利がある。その他、泥メンコ、土製鳥、石筆、火打ち石がある。なお、図示しなかったが、瀬戸焼きのかみた2号窯9・10期（1780～1840）の蕎麦手碗小片が出土している。

**B-5群**（第30図下段左）磁器ではID39が黒ずんだ山呂須手描でみこみに五弁花のある肥前系半球状中碗、ID41が肥前系の梵字文広東碗であり、いずれも1780～1810年頃と思われる比較的古い遺物である。陶器は灰釉の灯明皿、図示しなかったが、酸化コバルト手描絵付けの土瓶がある。ガラス製品は小ビンの首部分である。型跡がなく、人工吹きの可能性がある。

**B-6群**（第30図下段右）型紙摺絵の小皿、酸化コバルト手描の端反中碗、図示しなかったが型紙摺りの円錐形飯茶碗がみられる。

**B-7群**（第30図下段右下）酸化コバルト手描の丸形中碗がある。図示しなかったが、型紙摺り円錐形飯茶碗、山呂須手描の蓋、山呂須手描の筒丸小碗、手描絵付けの急須、酸化コバルト手描絵付けの陶器蓋がある。銭貨は、明治15年半銭である。

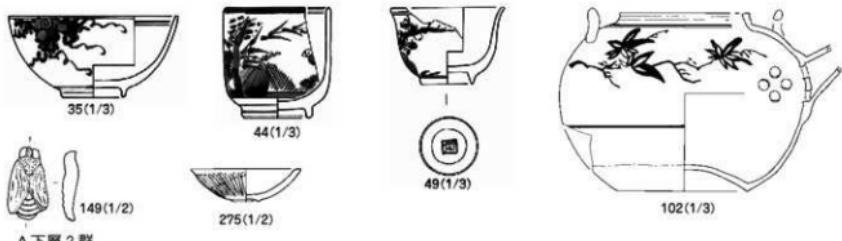
**B-8群**（第31図上段）磁器では山呂須手描の蓋と蛇の目高台五寸皿、緑泥釉の端反筒形小碗がある。他に、紅皿、泥メンコ、箱庭置物がある。

**B-9群**（第31図中段上）山呂須筒丸小碗、蛸唐草文紅皿、泥メンコ、半銭硬貨がある。図示しなかったが、陶器の鐵釉植木鉢がある。

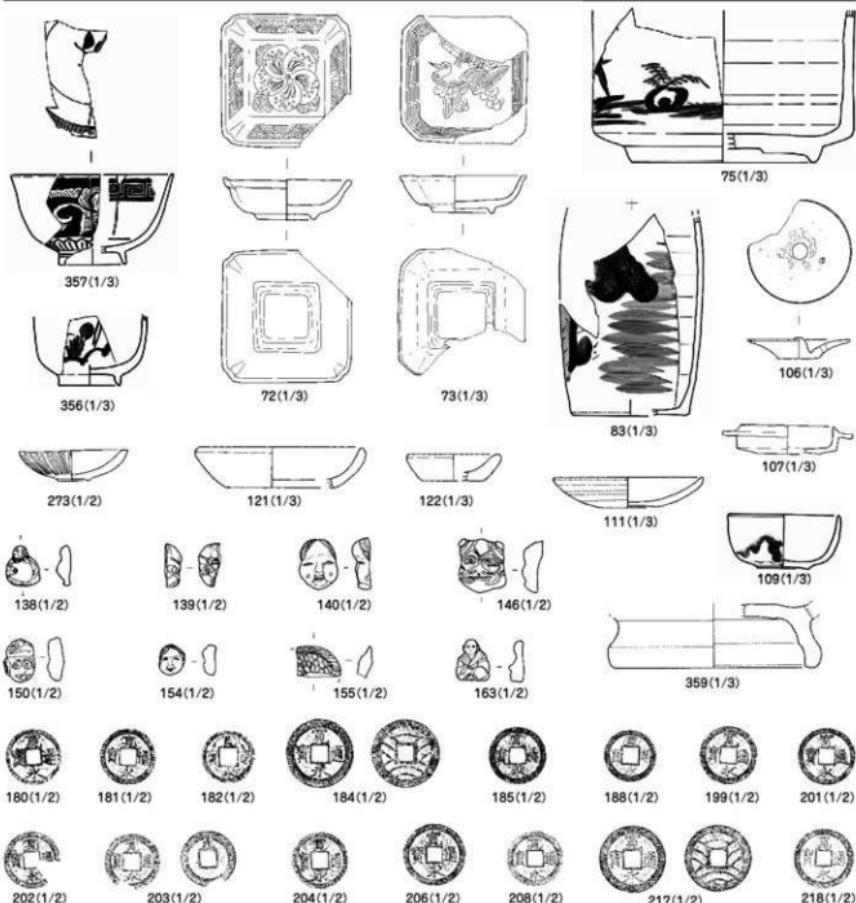
**B-9群付近一括遺物**（第31図中段下）ガラス小ビンは型吹き法で体部全体をナデ調整で型跡を消している。石筆や叩き石がある。

**B上層一括遺物**（第31図下段、第32図、第33図上段）石垣1背後の平坦面上層30cmを精査段階で出土した一括資料である。磁器では、赤絵付け丸形中碗、巴高台の青磁小碗、山呂須手描の蛇の目高台五寸皿、「近衛工兵凱旋紀念」銘小杯（日清・日露戦争頃と思われる）、赤絵付け蓋、押型文棱皿白磁、型紙摺り円錐形飯茶碗、銅版転写円錐形飯茶碗、銅版転写端反小碗、型紙摺り蛇の目高台五寸皿、型紙摺り中皿、銅版転写小皿がある。陶器では鳩徳利、土器ではほうろく片と思われるものがある。ID90の赤絵付け半球状中碗は肥前系で1780～1810年頃の可能性がある。他に、機械栓の磁器栓、磁器ボタン、石筆、キセル吸い口、硯末製品がある。

**C-1群**（第33図下段、第33図上段）磁器では、山呂須手描筒丸小碗、吹き絵上絵付けの筒形小碗、イッチンによる白泥点描や茶釉手描で青磁釉の端反小碗、型紙摺り蛇の目高台型打ち五寸皿、銅版転写小皿、酸化コバルト手描の蓋がある。土器では手付きほうろくがある。他に、ひょうたん形のガラス小ビン、キセル雁首と吸い

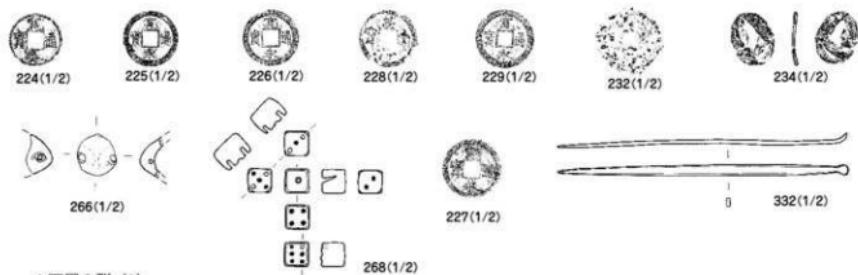


A下層2群

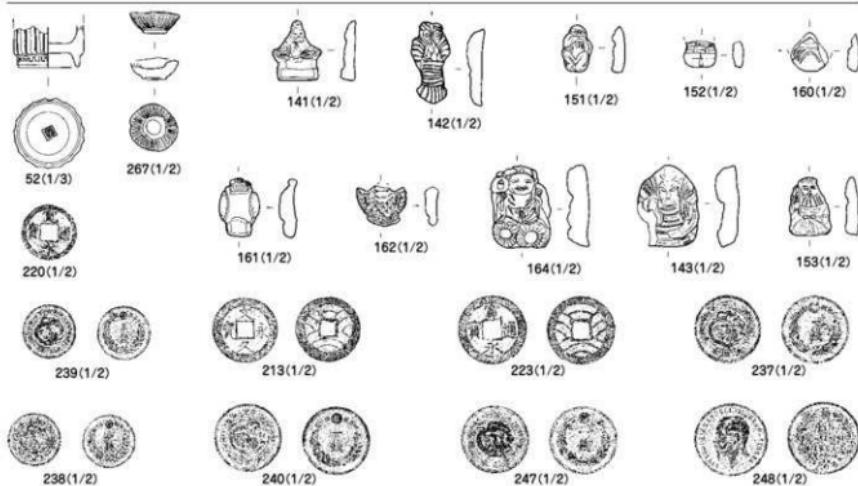


A下層3群(1)

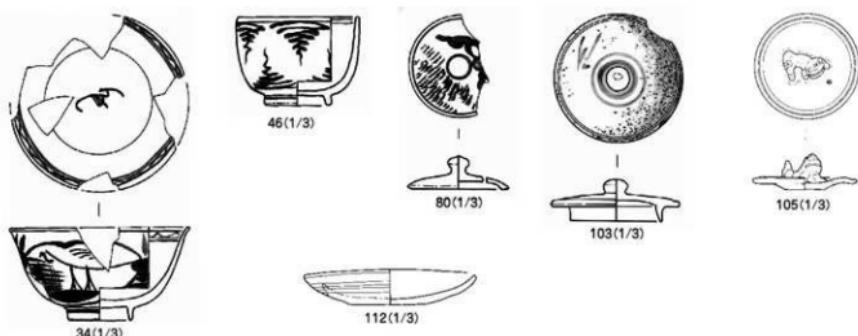
第24図 出土遺物(1)



A下層3群(2)

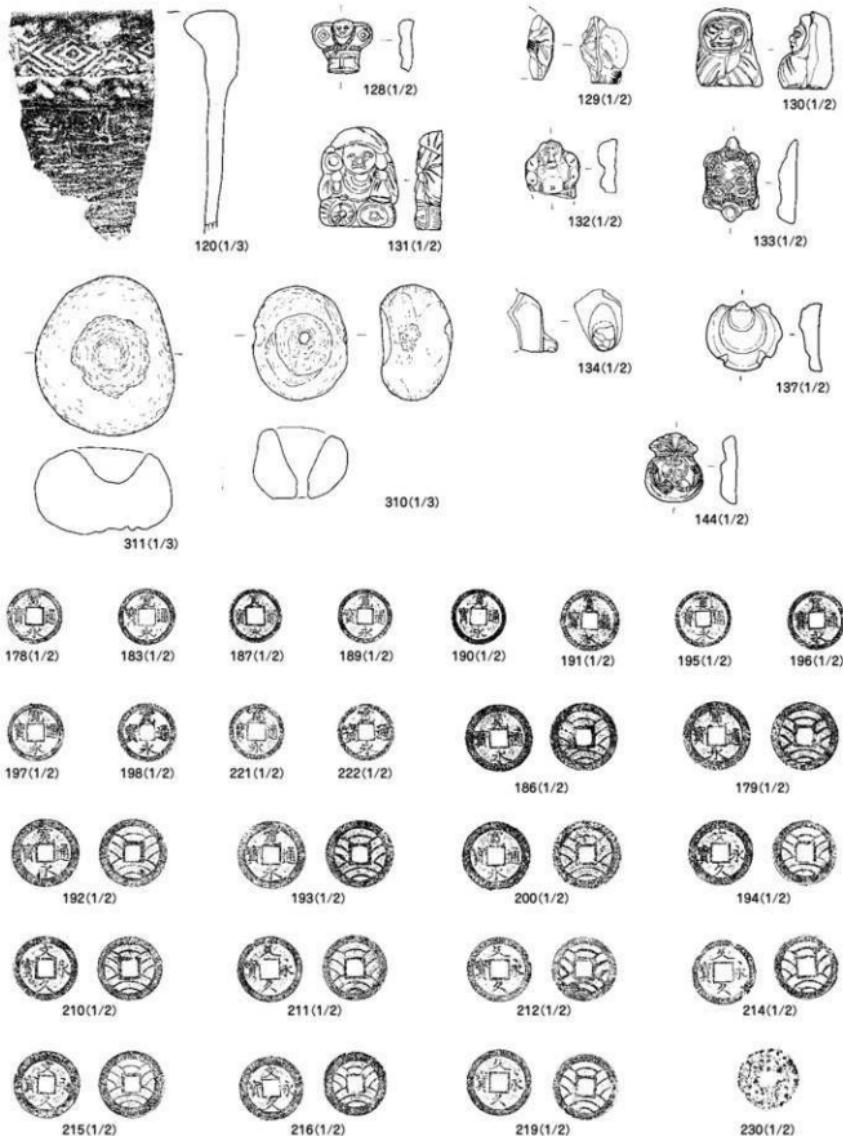


A上層1群



A上層2群(1)

第25図 出土遺物(2)

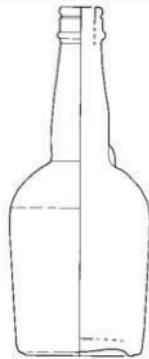


A上層2群(2)

第26図 出土遺物 (3)



A上層2群(3)



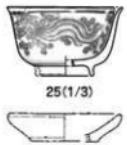
木枠内

0 一寸(1/3) 10cm(1/3)  
一寸(1/2) 10cm(1/2)-20cm(1/4)



細砂ピット内

279(1/3)



84(1/3)

25(1/3)

358(1/3)



261(1/2)

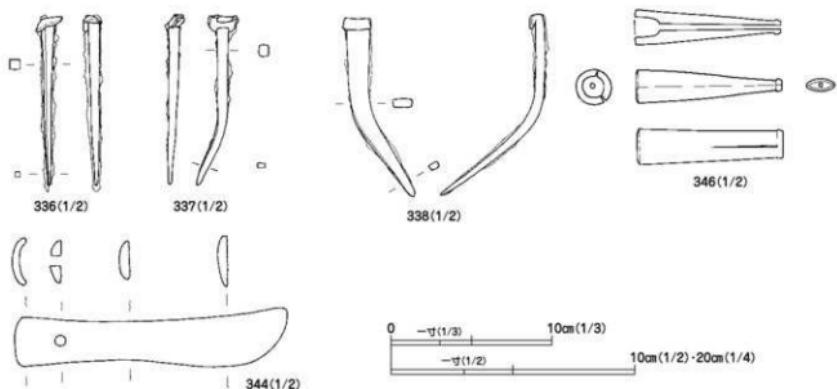
342(1/2)

328(1/2)

339(1/2)

A上層一括遺物(1)

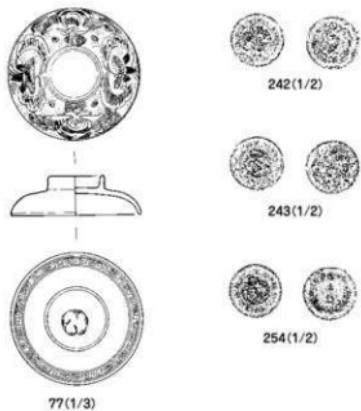
第27図 出土遺物(4)



A 上層一括遺物 (2)

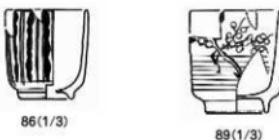


B-1群



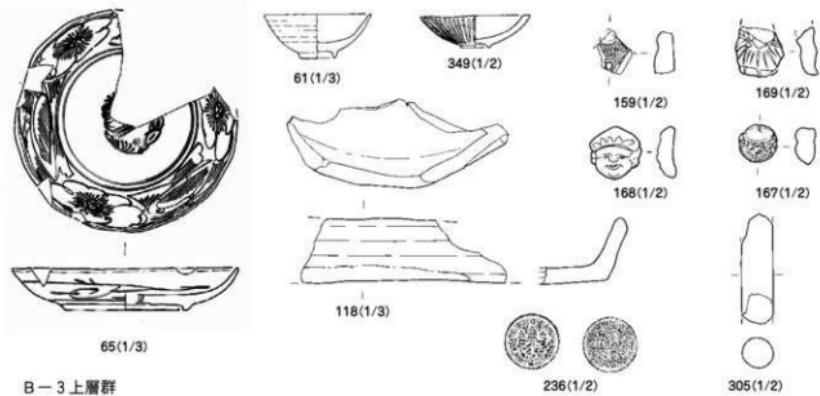
B-2群

B-3 下層群

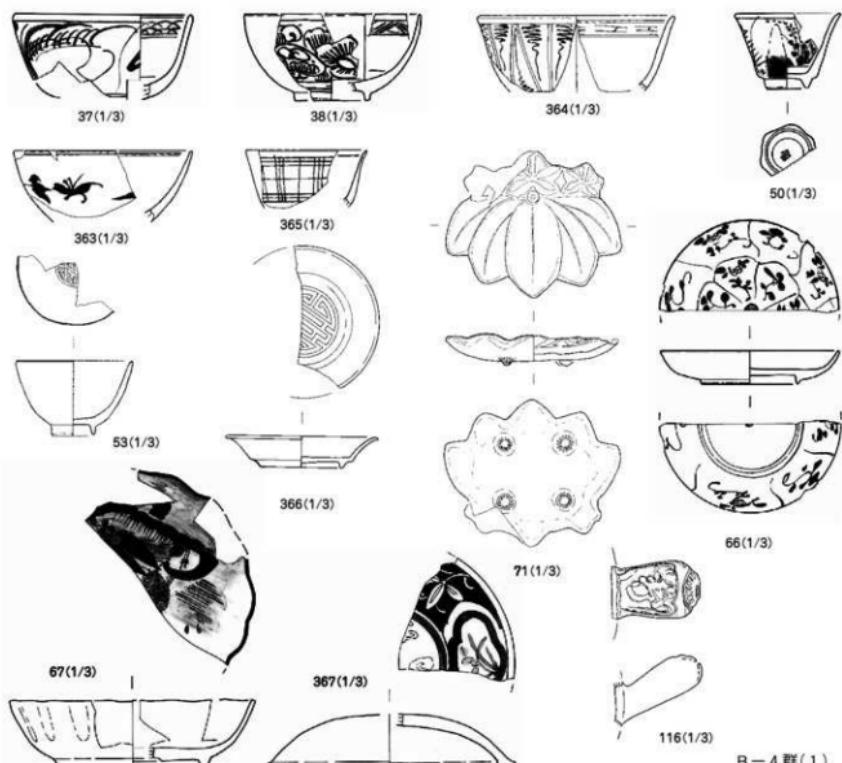


B-2群付近一括遺物

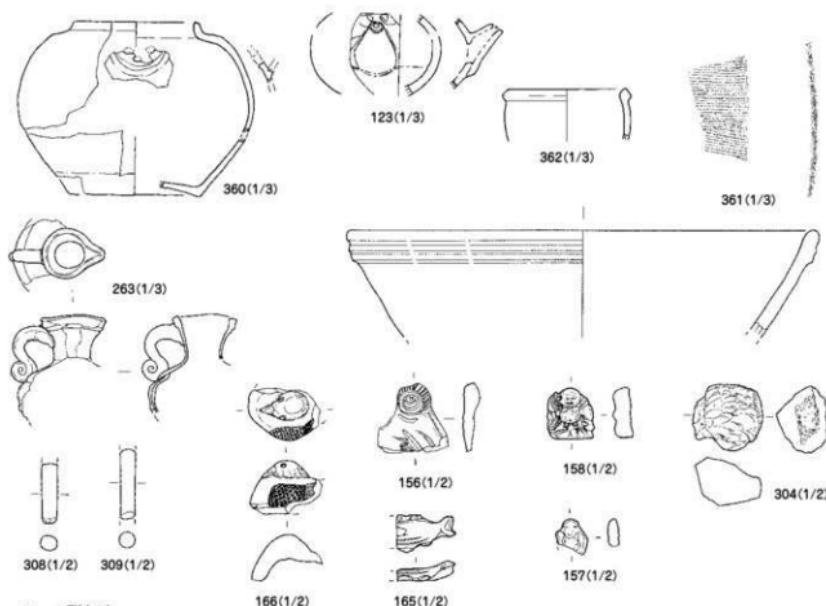
第28図 出土遺物 (5)



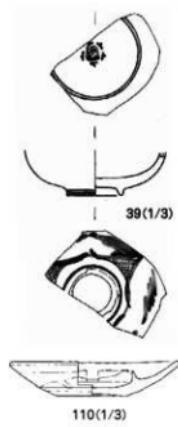
B-3 上層群



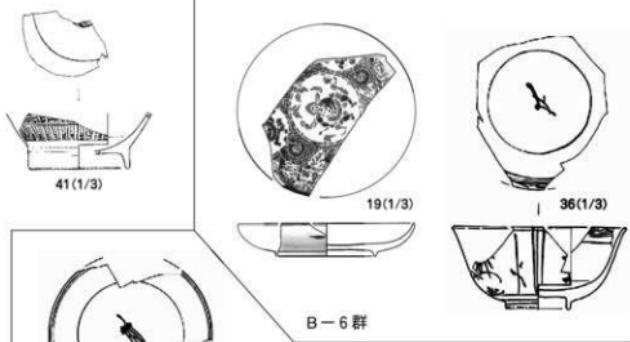
第29図 出土遺物 (6)



B-4群(2)

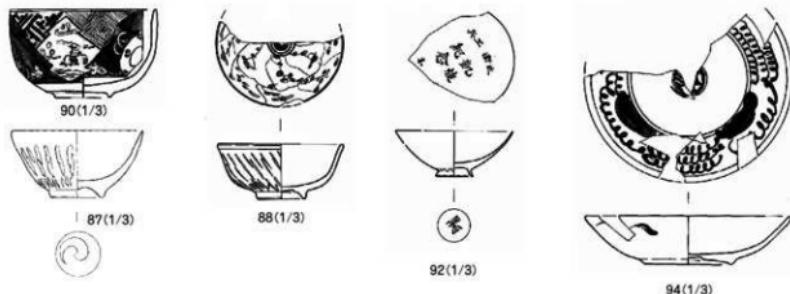
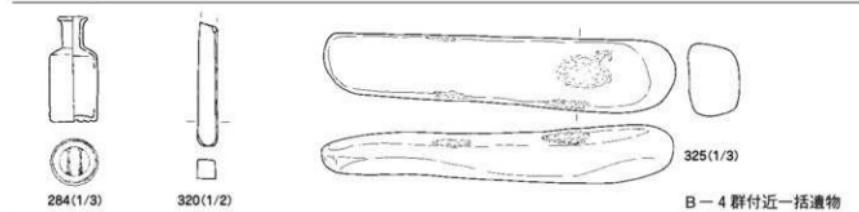
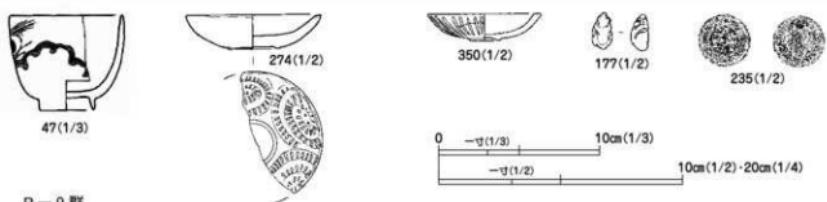
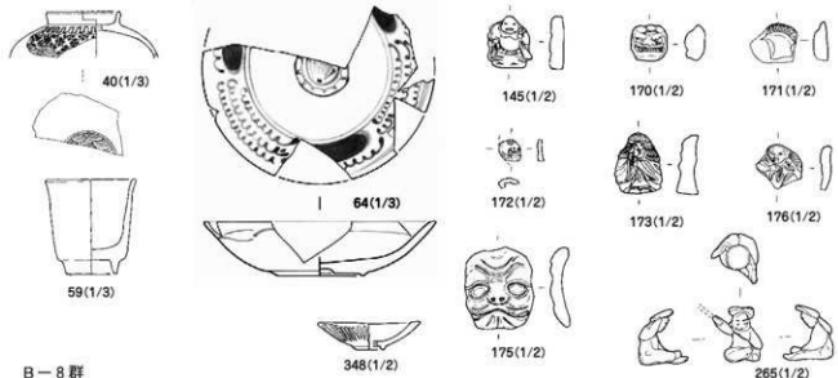


B-5群

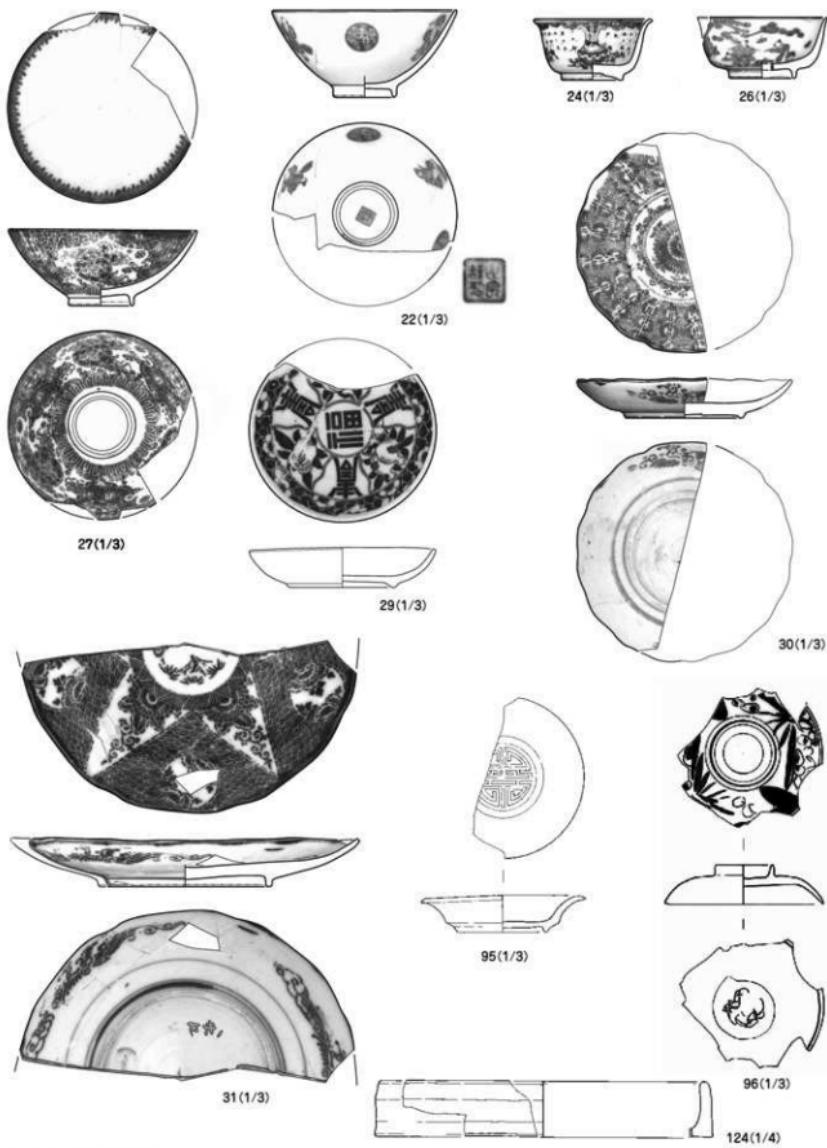


B-7群

第30図 出土遺物 (7)

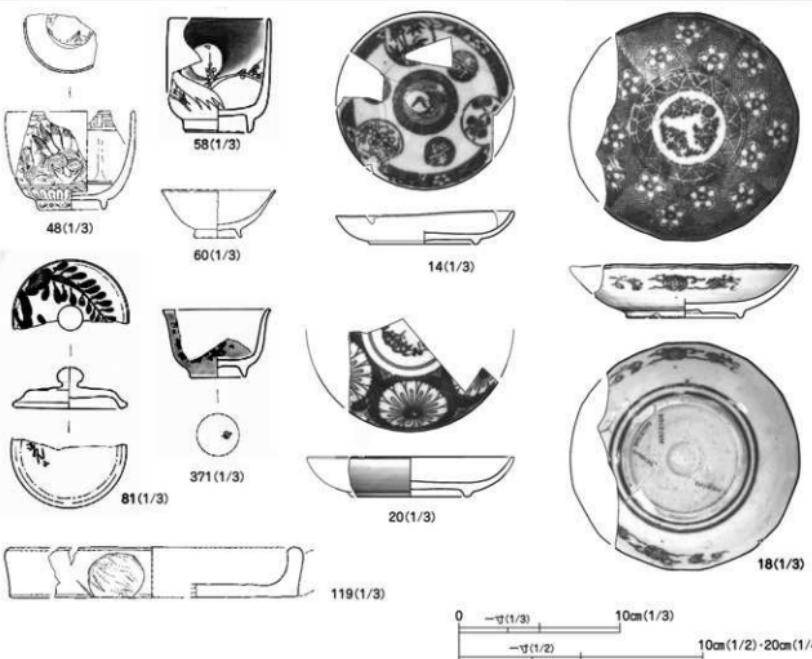
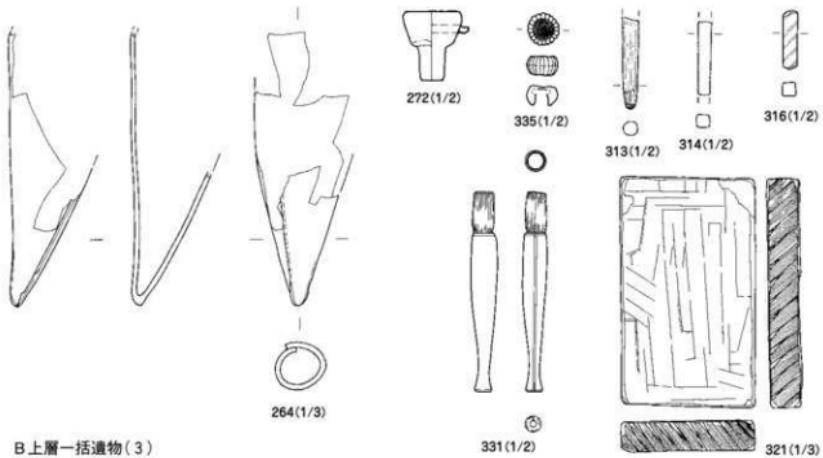


第31図 出土遺物 (8)



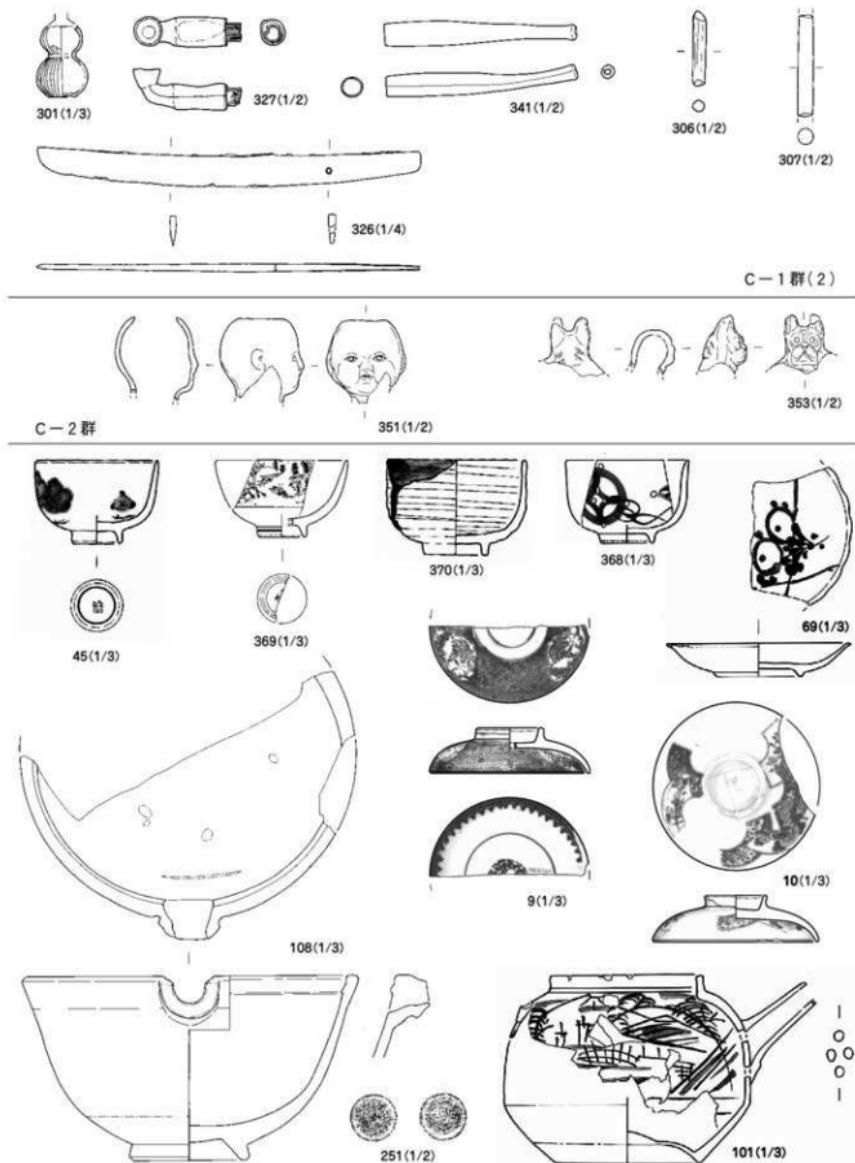
B 上層一括遺物(2)

第32図 出土遺物 (9)

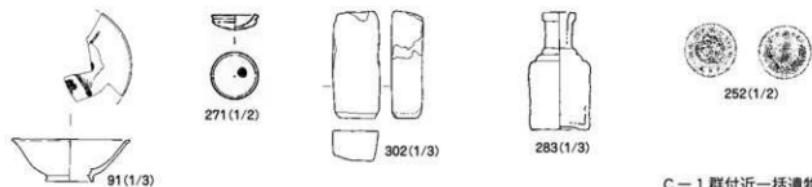


C - 1 群 (1)

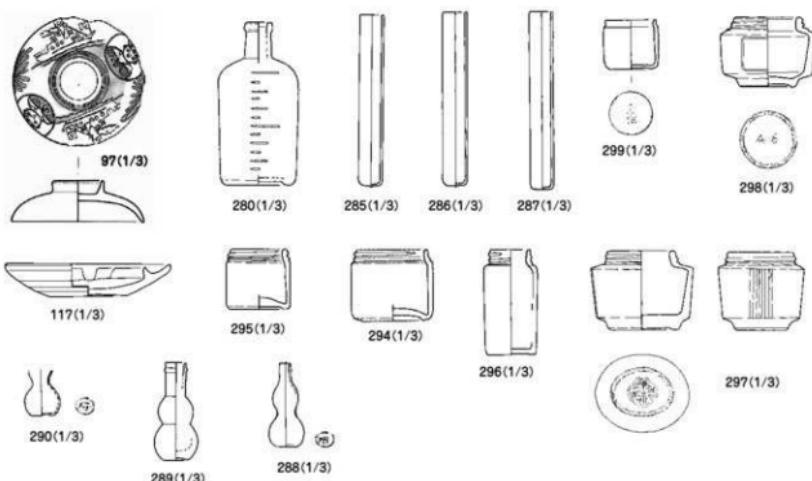
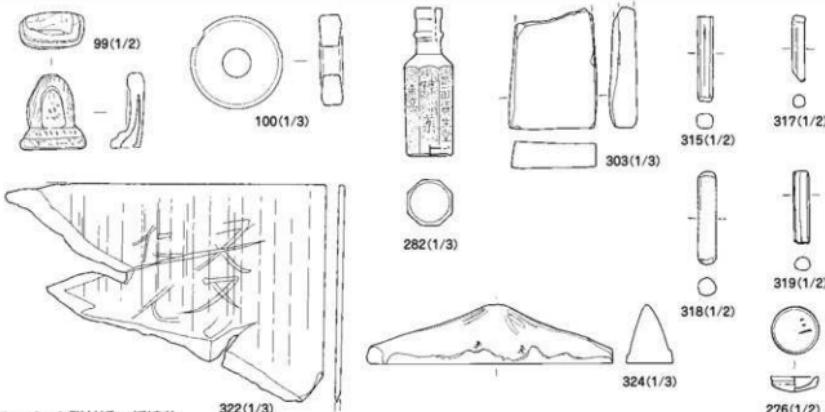
第33図 出土遺物 (10)



第34図 出土遺物 (11)

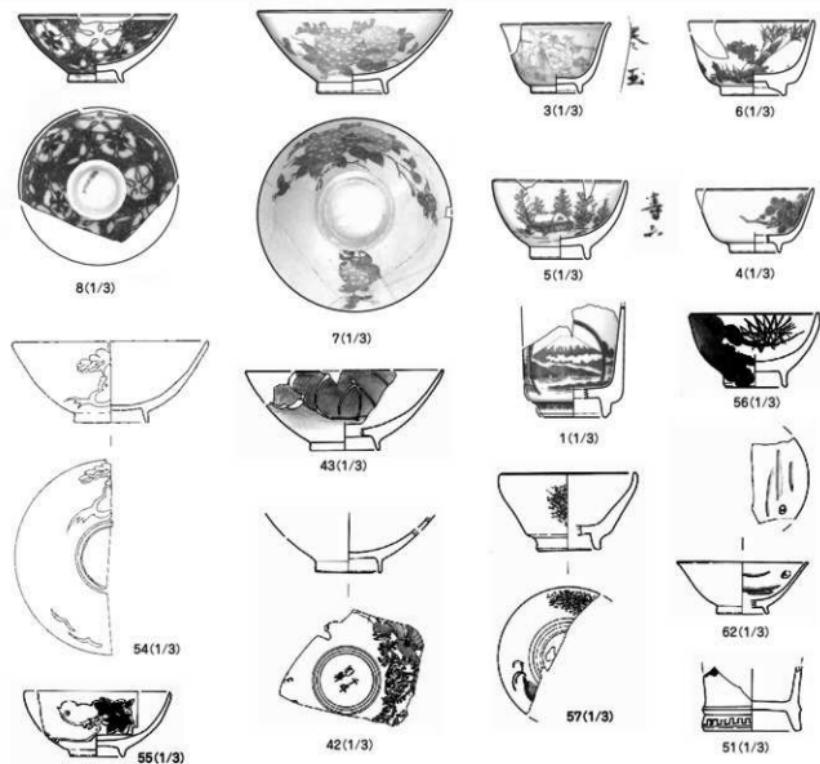
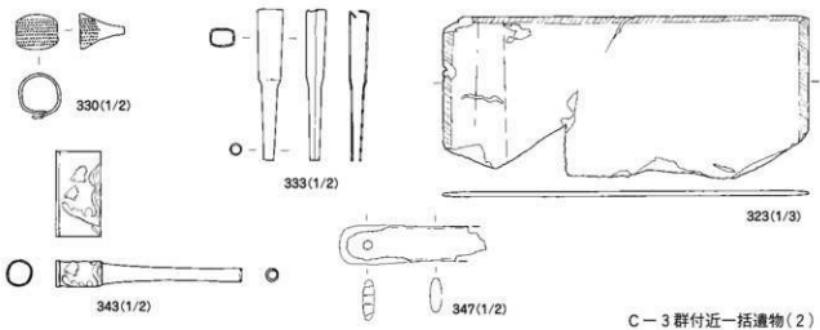


C-1 群付近一括遺物



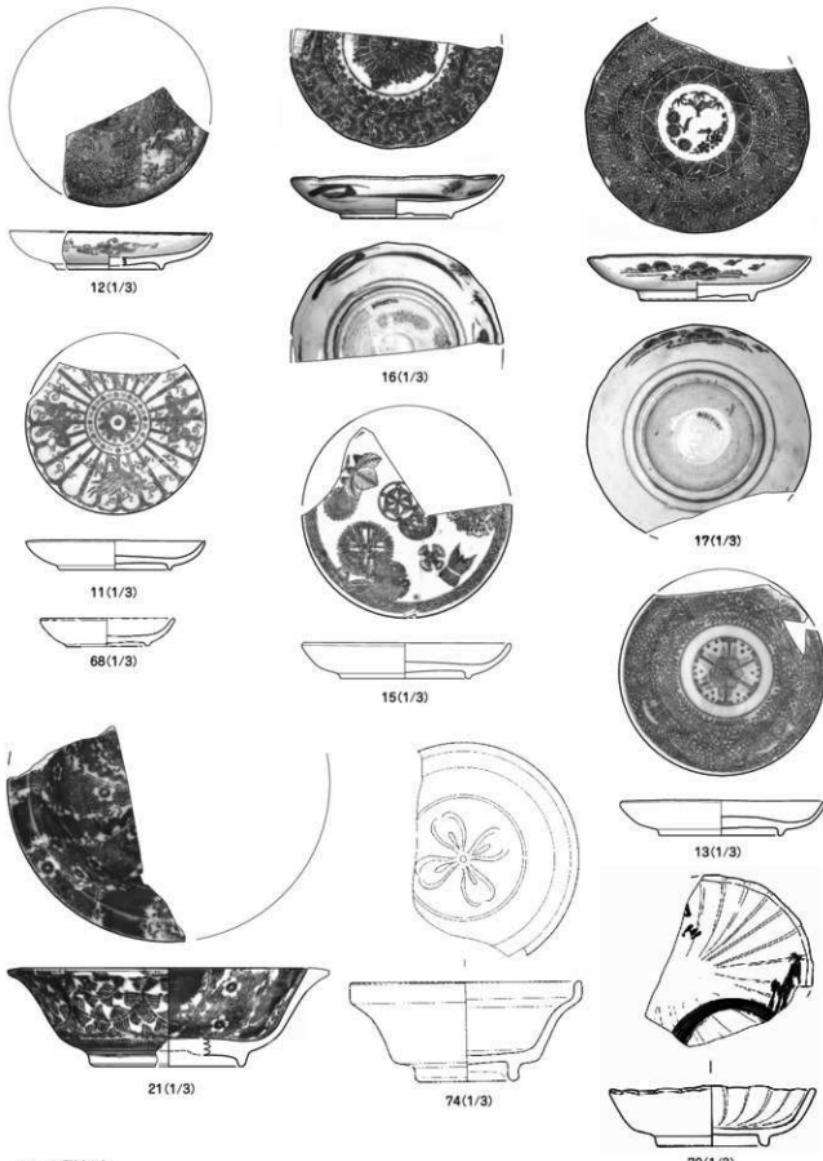
C-3 群付近一括遺物

第35図 出土遺物 (12)



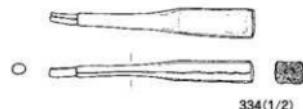
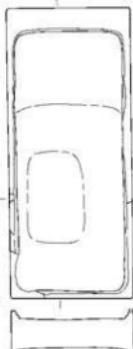
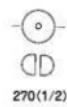
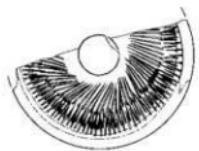
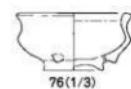
C - 4群(1)

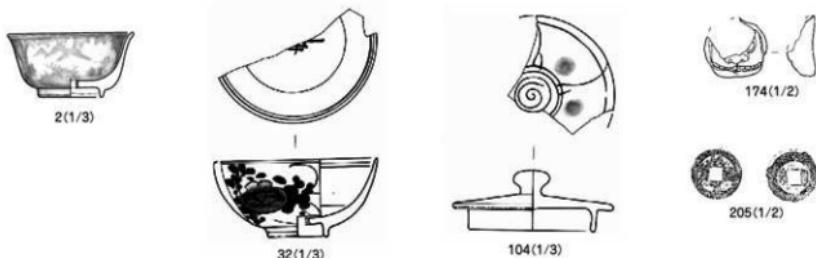
第36図 出土遺物 (13)



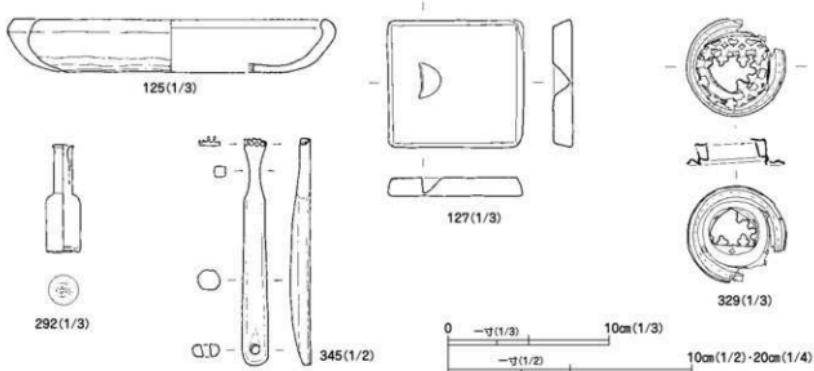
C-4群(2)

第37図 出土遺物 (14)

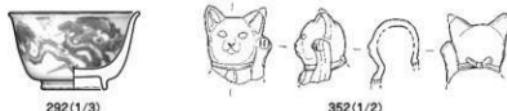




C-5群



C-4・5群付近一括遺物



表探遺物

第39図 出土遺物 (16)

口、石筆、小刀がある。

C-2群（第34図中段） 磁器製人形があるが、戦後以降のゴミ穴に混在したものである。

C-3群（第34図下段） 磁器では「岐220」の戦中統制番号銘のイッチン白泥と呉須による絵付けの筒丸小碗、ゴム印判の筒丸小碗、イッチン多色釉絵付けの端反筒丸小碗や小皿、型紙摺り蓋、色銅版転写蓋がある。陶器では灰釉の片口、茶釜形土瓶、白泥釉や緑釉の筒丸小碗がある。

C-1群付近遺物群（第35図上段） 小杯、養蚕関連の器具の集緒器、砥石、ガラス小ビン、明治15年半錢がある。

C-2・3群付近遺物群（第35図中段） 磁器製置物、戸車、ガラス小ビン、砥石、集緒器、文鎮、石盤がある。

C-3群付近遺物群（第35図下段、第36図上段） 色絵付け蓋、灯明皿の他、ガラス製品の葉ビン、試験管、スクリュー栓を中心とした化粧ビン、ひょうたん形小ビン、指貫、簪かざり、キセル吸い口、石盤、裁縫ヘラがある。

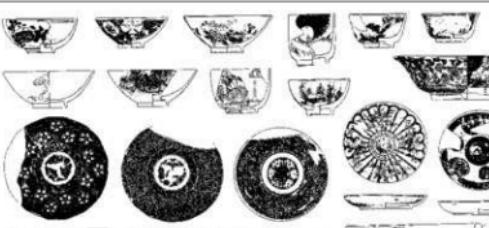
C-4群（第36図下段、第37・38図） 銅版転写の円錐形飯茶碗、小碗、小皿、五寸皿、色銅版転写の小碗、

筒型小碗、小皿、型紙摺りの小皿、五寸皿、鉢、褐釉にイッチャン白泥上絵付けの円錐形飯茶碗、多色絵付け丸形小碗、多色釉手描絵付け型打ち皿、青磁鉢、陶器小碗、瑠璃釉香炉、陶器蓋、鍋、鉢、蓋、ひょうそく、集緒器、玉、ガラス小ビン、機械栓牛乳ビン、硯、簪かざり、キセル雁首、明治17年半錢がある。磁器は手描がほとんどみられない。牛乳ビンは、気泡が入る透明ガラスで口縁部ナデがみられる型吹き法の製品である。機械栓牛乳ビンは1900年頃（明治33）に主流となり、1923年（大正12）に紙栓が導入され、1927年（昭和2）に紙栓が法的に認められたまで使用された。機械製ビンでないため明治年間の可能性がある。

C-5群（第39図上段）銅版転写端反小碗、酸化コバルト手描丸碗、土瓶蓋、大型の泥メンコ、中国の清王朝が1851～1861年に鋳造したの咸豐通宝がある。

C-4・5群付近遺物群（第39図中段）土器のほうろく、七厘胴部窓引戸、ガラス小ビン、骨製歯ブラシ、銅製ランプ部品がある。

全体一括遺物（第39図下段）銅版転写端反小碗、磁器猫置物を図示した。

第1期 江戸時代		A下層1群、B-3下層群
第2期		A下層2・3群
明治2～5年		
第3期		
明治5～20年代		A上層1・2群、B-2・3上層、4群
第4期		
明治40～43年		C-1・4・5群
第5期		
戦中～終戦頃		C-3群

第40図 遺物群の時期区分図

# 第4章 木枠出土の動物遺体

植月学 (山梨県立博物館)

## 1. 資料と分析方法

資料は木枠遺構底面において、厚さ20cmほどの間に集中して検出された。すべて発掘の際に手で拾い上げられたものである。堆積物の年代は明治時代末である。

同定は原則的に現生標本との比較によりおこなった。魚類は主上顎骨、前上顎骨、口蓋骨、歯骨、角骨、方骨、舌顎骨、主鰓蓋骨、椎骨の全標本を同定対象としたほか、種によって特徴的な部位も適宜対象とした。鳥類・哺乳類については同定可能な全部位を対象としたが、肋骨は除外した。四肢骨は骨端およびその付近を残す標本はすべて対象とし、骨幹部破片については全周するもののみ対象とした。いずれも計数点を定め、集計の際に重複のないよう留意した。

## 2. 分析結果と考察

魚類8分類群、ニワトリ、ノウサギ、イノシシ（もしくはブタ）、マイルカ科が確認された（第1・2表）。

魚類は他に以下の6タイプの未同定標本がある。

A：大型の主上顎骨、歯骨、方骨、腹椎の標本。小田原市羽根尾貝塚（縄文時代前期）出土のイナガ属 (*Stereolepis* sp.) に類似するもの（注1）を括したが、実物との比較を行っていない。

B：大型の主鰓蓋骨の標本で、左右が出土している。全体の形や後縁が二叉に分かれる点でヒラスズキに似るが、関節面下部より一筋の太い隆起がのびる点が異なる。大きさからAの主鰓蓋骨の可能性がある。

C：やはり大型の主鰓蓋骨で、Bに似るが、関節上部から出る突起がより明瞭である。

D：大型の前鰓蓋骨。スズキに似るが、後縁の棘は小さく、感覺管の孔が開く位置も異なる。隅角部に棘がない点で、アラ (*Niphon spinosus*) とは異なる。

A～Dはヒラスズキ (*Lateolabrax latus*) 標本に類似するが、ヒラスズキやスズキ標本とは一致しない。スズキ現生標本をもとに体長を推定すると、いずれも体長1m以上の大型魚となる。スズキの近縁種で本州近海に生息し、1m以上に達する種として、上記イナガ属の他に、アラ、ハタ科、アカメ (*Lates japonicus*) などが候補となる。このうち、アラおよびハタ科の複数種標本と比較したが、主上顎骨、主鰓蓋骨、前鰓蓋骨の形が明らかに異なっていた。残る2種については現生標本との比較を行っていない。

E：大型の腹椎。Aと同程度の大きさでやはり1mを超える大型魚と推測される。第一椎骨や前方の腹椎は比較的扁平で、表面は網目状（多孔質）を呈し、側面と下面に明瞭な隆帯がある。

F：腹椎。神経棘の出方や全体の形状はフサカサゴ科に類似する。カサゴやメバル標本より大型である。

ノウサギは1点のみ、ニワトリは足根中足骨が2個体分、イノシシは少なくとも若獣・成獣の各1頭分が出土した。いずれも限られた部位のみの断片的な出土であった。

イルカ類は最大長35～40cm程の下顎骨が左右各3点、上顎骨が左右各1点出土している。大きさと歯槽の形状からみてそれぞれ対になる可能性が高い。なお、歯は1点も出土していない。下顎の歯数は二対が40前後、残る一対が30前後で、歯の直径はいずれも5mm弱ほどである。現生標本との比較が十分でないが、柏谷他（1985）、ジェファソン他（1998）によれば、歯の形態と本数、下顎骨の形状からいずれもマイルカ科と断定できる。生息海域を日本近海とすれば、カマイルカ、マダライルカ、スジイルカ、マイルカのいずれかである可能性が高い。これらとは別に大型の標本（左）が1点あるが、歯槽部分を欠損する。耳周骨1点もマイルカ科の標本と一致した。他の部位については現生標本との比較を行っていないが、上腕骨、桡骨、椎骨にも明らかにタイプの異なる

第1表 出土脊椎動物遺体種名一覧

軟骨魚綱	CHONDRICHTHYES
ネズミザメ科	Lamnidae
硬骨魚綱	osteichthyes
フサカサゴ科	Scorpaenidae
スズキ	<i>Lateolabrax japonicus</i>
ブリ属	<i>Seriola</i> sp.
ニベ科	Sciaenidae
カツオ	<i>Katsuwonus pelanus</i>
マグロ属	<i>Thunnus</i> sp.
メカジキ	<i>Xiphias gladius</i>
鳥綱	AVES
ニワトリ	<i>Gallus gallus domesticus</i>
哺乳綱	MAMMALIA
ノウサギ	<i>Lepus brachyrurus</i>
イノシシ	<i>Sus scrofa</i>
マイルカ科	Delphinidae

ものが2～3種類含まれており、上記の種を含む複数の種に由来すると推測される。

同定資料数で見ると、ネズミザメ科、マグロ属、イルカ類が主体となるが、最小個体数で見るといずれの種も1～4個体程度で大きな差はない。この差は椎骨の有無によるもので、部位構成は種によって大きな差がある。大型のネズミザメ科、マグロ属、真骨類A・E、イルカ類では胴部（椎骨）が残されているのに対し、その他のより小型の種では頭部の骨しか残されていない。大型種は丸ごと持ち込まれ、この場で解体された後、身の部分のみが持ち出されたと推定される。その他の魚種も頭部のみ持ち込まれることは考えにくく、丸ごと持ち込まれたが、胴部のみ骨付きで搬出されたと考えられる。

これらは富士川水運を通じて静岡方面からもたらされたと考えるのが自然である。本遺構が形成された明治末期は富士川水運の最盛期から衰退期にあたり、海産物の流通が盛んであったことがうかがわれる。富士川流域ではかつて静岡からの行商人が半乾燥の海産物とともに、生のイルカを売りに来たという（福島他1990）。また、流域の南アルプス市周辺や市川三郷町でもイルカ食が行われていたという（注2）。本報告と同時に分析を行ったA・B両地点においても、イルカ類やマグロ、サメなどの大型魚類が検出されており、その一部は幕末までさかのほる可能性がある。これらの利用がいつから行われていたのか、運搬方法や保存技術の発達とも合わせて興味深い問題であるが、山梨県内の遺跡からは、こうした大型海産魚類やイルカ類の出土例はなく、今後の課題である。

本遺構の動物遺体群は浜坂河岸における明治期の食生活や物資の流通、特に富士川水運による海産物の流通を解明する上で重要な資料であり、未同定魚種とイルカ類の種の確定、多数確認された切痕の分析、関連する文献の探索などをおこなった上で改めて考察の機会をもちたい。

注1：樋泉岳二氏のご教示による。注2：新津健氏、小野正文氏のご教示による。

謝辞：西本豊弘先生（国立歴史民俗博物館）、樋泉岳二氏（早稲田大学）、小林園子氏（国立歴史民俗博物館）には現生標本を参照させていただき、ご指導賜った。末筆ながら記して感謝申し上げる次第である。

#### 参考文献

- 柏谷俊雄、金子浩昌、西本豊弘 1985『考古学と周辺科学7 動物学』『季刊考古学』第11号  
T・ジェファソン、S・レザウッド、M・ウェバー 1998『海の哺乳類FAO種同定ガイド』NTT出版株式会社  
樋泉岳二、江田真穂、姉崎智子、鶴澤和宏 2003『羽根尾貝塚の動物遺体群』『羽根尾貝塚』玉川文化財研究所  
中坊徹次編 1993『日本產魚類検索』東海大学出版会  
福島義明ほか編 1990『聞き書 山梨の食事』農山漁村文化協会

#### 第41図 動物遺体（1）

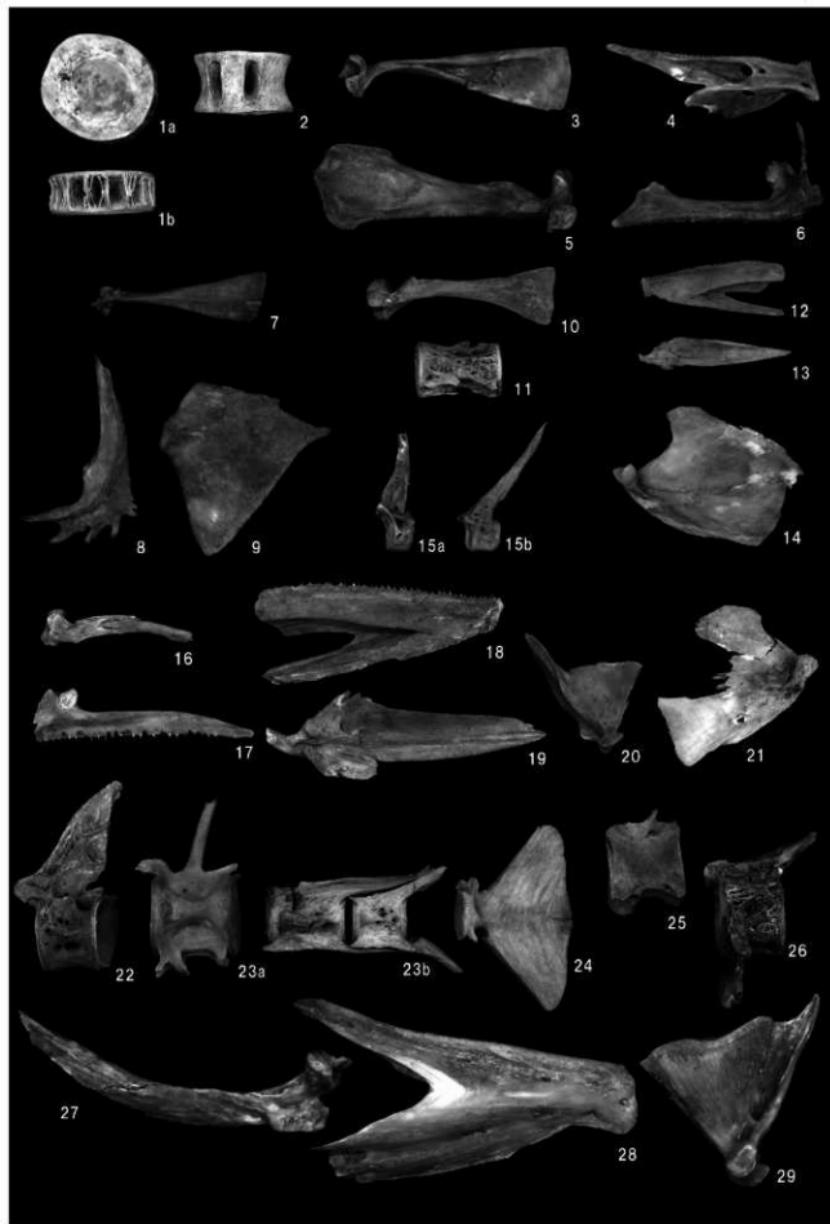
ネズミザメ科（1：椎骨）、サメ類（2：椎骨）、フサカサゴ科（3：主上顎骨R、4：歯骨R）、ニベ科（5：主上顎骨L、6：前上顎骨L）、スズキ属（7：主上顎骨L、8：前鰓蓋骨L）、スズキ（9：主鰓蓋骨R）、ブリ属（10：主上顎骨L、11：尾椎）、カツオ（12：歯骨R、13：角骨L、14：主鰓蓋骨L）、真骨類F（15：腹椎）、マグロ属（16：主上顎骨L、17：前上顎骨R、18：歯骨L、19：角骨L、20：方骨R、21：主鰓蓋骨L、22：腹椎、23：尾椎、24：尾鰭椎骨）、メカジキ（25：尾椎）、真骨類A（26：腹椎、27：主上顎骨R、28：歯骨R、29：方骨R） $1 \sim 14 = 2/3$ 、 $15 \sim 29 = 1/2$

#### 第42図 動物遺体（2）

真骨類C（30：主鰓蓋骨R）、真骨類B（31：主鰓蓋骨L）、真骨類D（32：前鰓蓋骨R）、真骨類E（33：第1椎骨、34：腹椎）、ニワトリ（35：尺骨L、36：大腿骨L、37：脛足根骨L、38：足根中足骨L）、ノウサギ（39：大腿骨L）、イノシシ（40：上顎 [i123] R、41：下顎骨L、42：腰椎）、マイルカ科（43：下顎骨R、44：上顎骨R、45：耳周骨L）、イルカ類（46：上腕骨R、47：尺骨、48：桡骨、49：椎骨）S = 1/2

第2表 同定結果

種	部位	位置	左右	数	計測値 (mm)	備考
サメ類	椎骨		—	1	径 : 29.78	ネズミザメ科ではない。
ネズミザメ科	椎骨		—	202	最大標本 : 径 35.802	
フサカサゴ科	主上顎骨		右	1		歯骨と同程度の大きさ
	歯骨		右	1	DH : 13.05	
スズキ	主鰓蓋骨		右	1		SL 44.7 cm の標本より大
スズキ属	主上顎骨		左	1		SL 44.7 cm の標本よりやや大
	前鰓蓋骨		左	1		
	尾椎		—	1	L : 26.78	
ブリ属	主上顎骨		左	1		
ニベ科	主上顎骨		左	1		
	前上顎骨		左	1	PML : 66.64	
	歯骨		右	1	DH : 6.3	
カツオ	角骨		左	1		
	主鰓蓋骨		左	4		
	主鰓蓋骨		右	5		
	主上顎骨		左	1		
	前上顎骨		右	1		
	歯骨		左	3	DH : 23.99, 15.13, 9.26	
	歯骨		右	3	DH : 9.77, 9.56	
マグロ属	角骨		左	3		
	方骨		左	1		
	方骨		右	2		
	主鰓蓋骨		左	2		
	腹椎		—	28	横径 : 47.72 (最大)、17.54 (最小)	
	尾椎		—	146		
	尾鱗椎骨		—	7		
メカジキ	腹椎		—	1	横径 : 28.71	
	主上顎骨		右	1		
真骨類A	歯骨		右	1	DH : 30.00	歯骨とほぼ同大。オオクチイシナギ類似
	方骨		右	1		オオクチイシナギ類似
	腹椎		—	4		オオクチイシナギ類似
真骨類B	主鰓蓋骨		左	1	イシナギ属?	右と同一個体か
	主鰓蓋骨		右	1	イシナギ属?	左と同一個体か
真骨類C	主鰓蓋骨		右	1		スズキ型
真骨類D	前鰓蓋骨		右	1		スズキ類似
真骨類E	第一椎骨		—	1	横径 : 40.27	
	腹椎		—	8		
真骨類F	腹椎		—	2	横径 : 12.02	フサカサゴ科類似
	尺骨	遠位端	左	1		
ニワトリ	大腿骨	近位端	左	1		
	脛足根骨	近位端	左	1		
	足根中足骨	完存	左	1		雌
	足根中足骨	完存	左	1		雌。近位端外れ
ノウサギ	大腿骨	完存	左	1		
	上顎骨	[ixx3]	右	1		
	前頸骨・後頸骨		左	1		若獣。カットマーク
イノシシ類	蝶形骨		—	1		
	後頸骨頭静脈突起		左	1		
	下顎間節突起・筋突起		左	1		若獣。カットマーク
	腰椎		—	2		カットマーク
マイルカ科	上顎骨		左	1		右とペアか?
	上顎骨		右	1		
	下顎骨		左	4		1 点は大型
	下顎骨		右	3		
	耳周骨		左	1		
イルカ類	上腕骨		左	1		
	上腕骨		右	1		
	桡骨		? 2	2		
	尺骨		? 3	2		
	後頸輪		右	2		
	頸椎		—	2		
	椎骨		—	92		





## 第5章　まとめと考察

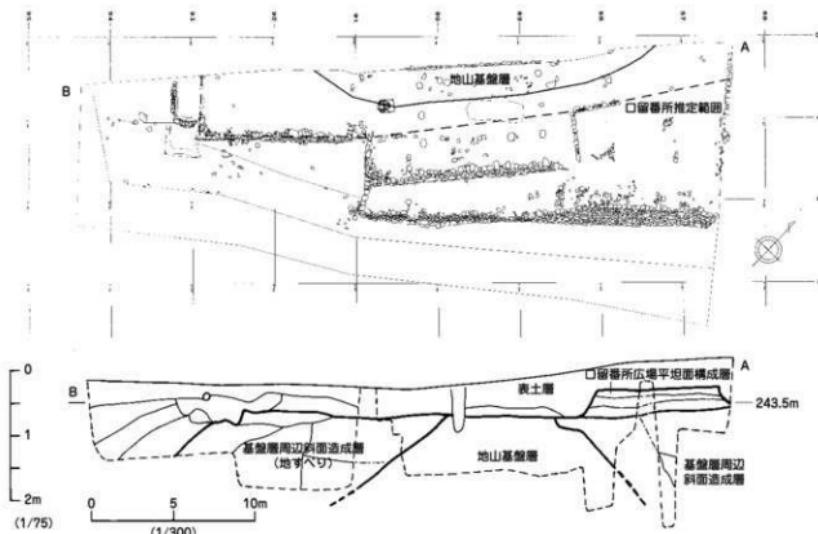
### 第1節 鮎沢口留番所の推定範囲

口留番所がこの場所にあったことは、地山基盤層と基盤層周辺斜面造成層の存在から推定できる。試掘調査の成果から、南側は厚い細砂層が存在し、こうした安定した土層はこの位置より南側には存在しない。平成12年からの調査では、本調査区より北側で口留番所と思われる遺構は確認されていない。最も大きな根拠となったのは、海野家絵図に「御閑所」の北辺に「山澤」が描かれている点である。これを本調査地区北側の小河川に当てることができる（写真図版）。口留番所を構成するものとして、古文書にみえる2間×4間ないしは2間×5間の番所、門、矢来等の跡は把握できなかったが、こうした傍証を根拠としてあげることができる。

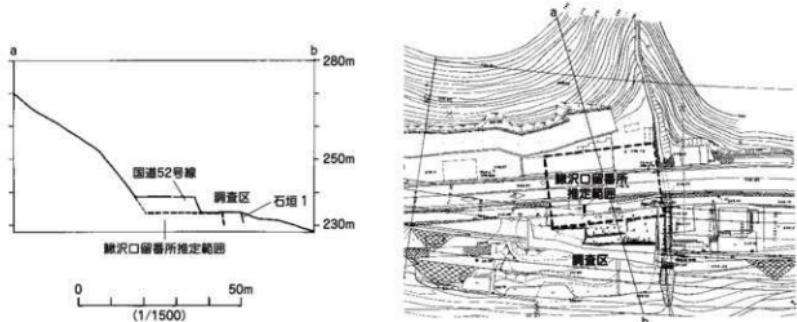
今回調査したのは、地山基盤層と基盤層周辺斜面造成層の範囲から推定して、口留番所の東縁部分の長さ33m、幅4mほどの範囲と推定される（第43図）。

口留番所の範囲について、古い地籍図に残っている可能性も考えられたが、鮎沢町役場に残る明治19年の「町」になる以前の「鮎沢村」とある地籍図と調査区とを重ねた図が第4図（P3）である。駿州往還に沿って小区画があるが、口留番所廃止以降、周囲の土地も含めて分割して私有地化されたものと思われ、この中に口留番所の区画線を見出すことはできない。

明治3年に市川代官所に提出された文書の中に、宝永3年（1706）の高内引地（年貢免除地）の面積が記載されている。それによると、口留番所敷地は7畝27分である。1畝99m<sup>2</sup>、1分（歩）を方1間約3.31m<sup>2</sup>とするとき、約783m<sup>2</sup>である。今回の調査で推定される東縁の長さが小河川の縁まで34.8mである。これで面積を割ると、奥行きが22.5mと推定することができる。第44図にその推定範囲を示した。これを断面図で示すと、現況の山の斜面断面と合致することから、現況に最も合致した推定線と考えられる。



第43図 鮎沢口留番所範囲推定図（1）



第44図 鰐沢口留番所範囲推定図（2）

## 第2節 遺物群の形成年代

ここでは、出土遺物群の形成年代を推定したい。先に、出土状態から遺物群を区分したが、この中には伝世品も含まれ年代幅がある。ここでいう年代は、これらの遺物群が廃棄され埋め立てられた年代を示すことになる。最も古い遺物群は、A下層1群やB-3下層群で、ほんの数点の遺物しかない。焼き物には磁器ではなく鉄軸の陶器片のみで、図示できたのは鉄錢と雁首銭のみである。年代幅もあると思われるが、これらを一括して第1期遺物群とする。これは江戸時代に入るのものであろう。

第2期遺物群は、A下層2・3群で、口留番所廃止直後造成層から出土した遺物群である。磁器は山県須手描のみで、銭は寛永通宝のみである。比較的小形でお面を中心とした泥メンコ、土器ではかわらけを含む。明治2年（1869）の口留番所廃止から、酸化コバルトの呉須が使用され始める明治5年（1872）までのものと思われる。なお、文久永宝がこの遺物群より後の第3期遺物群にはみられるものの、この遺物群にはまったくみられないことから、文久3年（1863）以前である可能性も指摘できるが、廃止以降と考えたのは口留番所廃止頃を描いたと思われる海野家絵図に張り出し造成部分と礎石建物が描かれていない点を根拠としている。

なお、文久永宝は平成12年度から平成16年度までの鰐沢河岸跡の調査で73枚が出土しているが、1500点ほどの中数%にすぎない。また、面積単位でみると、20000m<sup>2</sup>の調査地域で1m<sup>2</sup>あたり0.004点であり、274m<sup>2</sup>に1点の計算になる。おおよそ100m<sup>2</sup>ほどの造成層の範囲には、混在する確率が低かったものと考えられる。

第3期遺物群は、礎石建物を埋め立てた礎石建物理積遺構の埋め立て層の中や石垣1背後の造成層から出土した遺物群で、A上層1・2群、B-2・3上層・4群である。磁器は酸化コバルト手描があり、明治21年（1888）までの錢貨を多く含む。泥メンコは大型で七福神や海老、亀などの吉祥関係のものが多い。酸化コバルトが使用され始める明治5年から明治20年代までに埋め立てられたと思われる。なお、B-3上層・4群は、木枠に入っていたと思われるB-2群よりも若干古いと思われる。

第4期遺物群は、口留番所前面の石垣を覆う土層や斜面を覆う細砂層中から一括出土したもので、C-1・4・5群である。型紙摺り、銅版転写、色銅版転写、吹き絵の磁器が主体を占め、手描が非常に少ない。大正2年（1913）に火災にあった沼津市の瀬戸物店「いせう」の出土品はこうした特長を持つと共に、中碗は円錐形の飯茶碗であり、褐色釉にイッチャン白泥上絵付け（ID0054）、青磁釉に褐色ないし緑色の型紙摺りとイッチャン白泥絵付け（ID0371）といった手法が見られる点も近似する。型紙摺りが導入されたのが明治15年（1882）で、銅版転写が明治20年代に普及する。また、大正7・8年以降、特に昭和になってから多用されるゴム印判がまったく見られないのも特徴としてあげられる。細砂層は非常に厚く、相当な規模の洪水であったと思われる。明治20年代以降で大正年間までに該当する大きな洪水は、明治40・43年の水害である。おそらく、この折に被災した品物と思われる。なお、ひょうそくがこの段階にあるが、平成8年（1996）発行の『鰐沢町誌』の記述で、鰐沢に「大正5・6

年に電気が入った」とあることから、この段階では電気がまだ普及しておらず、灯明が使用されていたものと思われる。

第5期遺物群はC-3群で、ゴム印判や統制番号がある磁器で、戦中～終戦直後に廃棄されたものだろう。ゴム印判はこの遺物群にしかみられず、本調査地区には大正年間から昭和初期段階の遺物が欠落している。

なお、B-5～9群は江戸時代末から明治後半までの幅広い年代の遺物を含んでおり、比較的長時間をかけて廃棄されて形成された遺物群と思われる。

### 第3節 発掘成果から推定される鰐沢口留番所の歴史

今回の調査で、口留番所の一部を調査することができた。土層断面（第43図下段）から推定できる口留番所の歴史を叙述する。まず、富士川に突き出た山斜面を削り（地山基盤層）、その土を周間に盛って（基盤層周辺斜面造成層）口留番所広場面を作り出している。北側では造成面の上に硬い土層やそれを覆う薄い砂層が重層しており、口留番所の使用過程で広場面に土や砂が堆積し、厚みを増して行った状況が推定される（口留番所広場平坦面構成層）。石垣2は広間面の東縁に構築された石垣であった可能性がある。また、南側土層は地すべり等で動いている可能性がある。川に面した斜面地に形成されたため、縁部が崩壊したことがあったと思われる。第43図上段には、地山基盤層の平面範囲と基盤層周辺斜面造成層の分布から推定される口留番所の推定範囲を示した。出土遺物が少ないため、発掘調査からは年代の決め手はないが、文献等から1600年代後半には基盤層周辺斜面造成層が形成され、この推定線の鰐沢口留番所が成立していた可能性がある。

明治2年の廃止直後、寛永通宝と山呂須手描の磁器を主体とする第2期遺物群を含む造成層が形成される（口留番所廃止直後造成層）。東西セクションにみられる土層の大半はこの土層である。口留番所の旧敷地から東に突き出したように拡張された造成面が形成され、石垣3・4が形成される。この時、平坦面を削り整地しており、その面を基盤として礎石建物が形成された。さらに、口留番所東縁部を崩して石垣を積み直した可能性がある（石垣5）。こうした造成作業が、口留番所の周間にめぐらされていたであろう矢来の部分におよび、痕跡が削り取られた可能性も考えられる。

礎石建物は明治の前半に埋め立てられ新たな造成地に構築された。また、北東部がさらに埋め立てられ、新たな生活面が造成された。石垣1は、この時に構築されたと思われる。この造成層には明治21年までの硬貨と酸化コバルト手描の磁器を主体とする第3期遺物群が入っており、明治20年代に造成されたものと考えられる。その後、明治40・43年の洪水層と思われる細砂層で斜面が埋積される。細砂層の中には型紙摺りや銅版転写、色銅版転写、吹き絵の磁器を主体とする第4期遺物群が入っている。この遺物群以降、戦中～終戦直後と思われるゴム印判や統制番号を持つ磁器を含む第5期遺物群まで遺物はみられず、一時居住されていなかった可能性がある。再び人が居住するようになるのは戦後になってからと思われる。

#### 引用文献

- 成瀬晃司・堀内秀樹・辻真人・瀬川裕市郎 2000『考古資料（3）大正2年の火災で消失したセトモノ屋の店先』  
沼津市歴史民俗資料館資料集17
- 土岐市教育委員会・（財）土岐市埋蔵文化財センター 1995「丸山窯跡発掘調査報告書」
- 田口昭二・桃井勝・山内伸浩 1995「大原15号窯」「多治見市文化財保護センター研究紀要」第1号
- 瀬戸市歴史民俗資料館 2002『特別企画展 大正二年のせともの屋』
- 鰐沢町誌編纂委員会 1996『鰐沢町誌』上・下巻
- 九州近世陶磁器学会 2000『九州陶磁の編年—九州近世陶磁器学会10周年記念』
- 小林稔 2002『鰐沢河岸跡出土の泥面について』『研究紀要』18、山梨県立考古博物館・山梨県埋蔵文化財センター
- 堀内秀樹 1996『東京大学本郷構内の遺跡出土陶磁器の編年的考察』『シンポジウム 江戸出土陶磁器・土器の諸問題』Ⅱ、江戸陶磁土器研究グループ

遺物觀察表

64	0.3	65	0.3	66	0.3	67	0.3	68	0.3	69	0.3	70	0.3	71	0.3	72	0.3	73	0.3	74	0.3	75	0.3	76	0.3	77	0.3	78	0.3	79	0.3	80	0.3	81	0.3	82	0.3	83	0.3	84	0.3	85	0.3	86	0.3	87	0.3	88	0.3	89	0.3	90	0.3	91	0.3	92	0.3	93	0.3	94	0.3	95	0.3	96	0.3	97	0.3	98	0.3	99	0.3	100	0.3	101	0.3	102	0.3	103	0.3	104	0.3	105	0.3	106	0.3	107	0.3	108	0.3	109	0.3	110	0.3	111	0.3	112	0.3	113	0.3	114	0.3	115	0.3	116	0.3	117	0.3	118	0.3	119	0.3	120	0.3	121	0.3	122	0.3	123	0.3	124	0.3	125	0.3	126	0.3	127	0.3	128	0.3	129	0.3	130	0.3	131	0.3	132	0.3	133	0.3	134	0.3	135	0.3	136	0.3	137	0.3	138	0.3	139	0.3	140	0.3	141	0.3	142	0.3	143	0.3	144	0.3	145	0.3	146	0.3	147	0.3	148	0.3	149	0.3	150	0.3	151	0.3	152	0.3	153	0.3	154	0.3	155	0.3	156	0.3	157	0.3	158	0.3	159	0.3	160	0.3	161	0.3	162	0.3	163	0.3	164	0.3	165	0.3	166	0.3	167	0.3	168	0.3	169	0.3	170	0.3	171	0.3	172	0.3	173	0.3	174	0.3	175	0.3	176	0.3	177	0.3	178	0.3	179	0.3	180	0.3	181	0.3	182	0.3	183	0.3	184	0.3	185	0.3	186	0.3	187	0.3	188	0.3	189	0.3	190	0.3	191	0.3	192	0.3	193	0.3	194	0.3	195	0.3	196	0.3	197	0.3	198	0.3	199	0.3	200	0.3	201	0.3	202	0.3	203	0.3	204	0.3	205	0.3	206	0.3	207	0.3	208	0.3	209	0.3	210	0.3	211	0.3	212	0.3	213	0.3	214	0.3	215	0.3	216	0.3	217	0.3	218	0.3	219	0.3	220	0.3	221	0.3	222	0.3	223	0.3	224	0.3	225	0.3	226	0.3	227	0.3	228	0.3	229	0.3	230	0.3	231	0.3	232	0.3	233	0.3	234	0.3	235	0.3	236	0.3	237	0.3	238	0.3	239	0.3	240	0.3	241	0.3	242	0.3	243	0.3	244	0.3	245	0.3	246	0.3	247	0.3	248	0.3	249	0.3	250	0.3	251	0.3	252	0.3	253	0.3	254	0.3	255	0.3	256	0.3	257	0.3	258	0.3	259	0.3	260	0.3	261	0.3	262	0.3	263	0.3	264	0.3	265	0.3	266	0.3	267	0.3	268	0.3	269	0.3	270	0.3	271	0.3	272	0.3	273	0.3	274	0.3	275	0.3	276	0.3	277	0.3	278	0.3	279	0.3	280	0.3	281	0.3	282	0.3	283	0.3	284	0.3	285	0.3	286	0.3	287	0.3	288	0.3	289	0.3	290	0.3	291	0.3	292	0.3	293	0.3	294	0.3	295	0.3	296	0.3	297	0.3	298	0.3	299	0.3	300	0.3	301	0.3	302	0.3	303	0.3	304	0.3	305	0.3	306	0.3	307	0.3	308	0.3	309	0.3	310	0.3	311	0.3	312	0.3	313	0.3	314	0.3	315	0.3	316	0.3	317	0.3	318	0.3	319	0.3	320	0.3	321	0.3	322	0.3	323	0.3	324	0.3	325	0.3	326	0.3	327	0.3	328	0.3	329	0.3	330	0.3	331	0.3	332	0.3	333	0.3	334	0.3	335	
----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--









# 写 真 図 版

図版 1



調査区全景（北側から）



調査区全景（右上側が北）



調査地点遠景



調査風景（北から）



石垣1(奥)、石垣4(左上)、石垣a(手前)(南から)



石垣1(手前)、石垣4(右上)、石垣a(中央下)(北から)



石垣5(中央)、石垣b(中央奥)と調査区南部(南から)



石垣c(中央)と調査区南端部(東から)

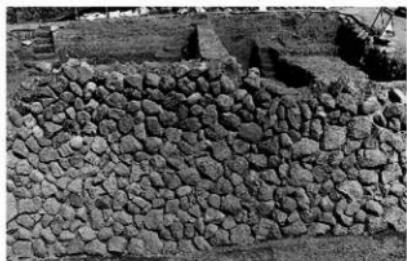


調査区南端部の地形の斜面(東から)



石垣2(右)と石垣3(左)(東から)

図版 3



石垣1(東から)



石垣1南側(右)と石垣a北部(左)(東から)



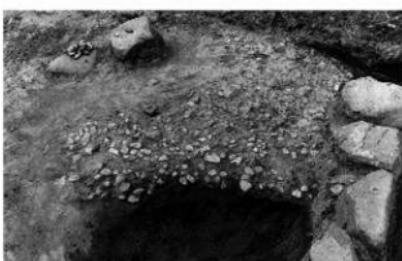
石垣a南部(東から)



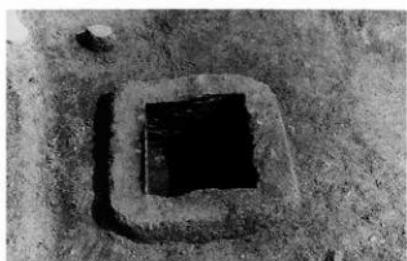
礎石建物(西から)



礎石建物埋積遺構(北から)



礎石建物の玉石敷き遺構(東から)



木枠(南から)



下層礎石(西から)



調査区北西部の木根(北東から)



北部東西セクション(北から)



北部東西セクション西部の口留番所造成層(右)



北部東西セクション13層下底部の石列(トレンチ内)



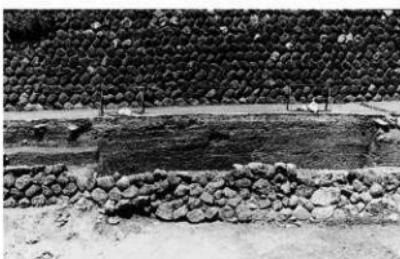
北部東西セクション北端の口留番所造成層(東から)



南北セクション北部(東から)



南北セクション中央部と石垣4(東から)



南北セクション中央南側と石垣5(東から)

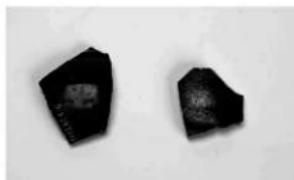
図版 5



南部東西セクション(北から)



調査区南端部の細砂層(北から)



第1期遺物群



明治前半の磁器



第2期遺物群



第3期遺物群



第4期遺物群



泥メンコ



第4期遺物群



第5期遺物群

The image shows a document page that has been heavily redacted. A large rectangular area in the center is covered by a dense, illegible scribble made with black ink. The rest of the page contains several lines of Japanese text, which are also partially obscured by the redaction. The text appears to be a standard document layout with multiple paragraphs.

## 報告書抄録

ふりがな	かじかざわかしあとよん
書名	鰐沢河岸跡IV
副題	一般国道52号改築（甲西道路建設）事業に伴う鰐沢口留番所地区発掘調査報告書
シリーズ名	山梨県埋蔵文化財センター調査報告書 第238集
著者名	保坂康夫・植月学
発行者	山梨県教育委員会・国土交通省関東地方整備局
編集機関	山梨県埋蔵文化財センター
所在地・電話	〒400-1508 山梨県甲府市下曾根町923 TEL 055-266-3016
印刷所	(株)少國民社
発行日	2006年3月31日
所在在地	山梨県南巨摩郡鰐沢町3362他 やまなしけんみなみこまぐんかじかざわちょう 25,000分の1地形図 鰐沢 位置 東経138°27'24.07" 北緯35°32'23.62"（世界測地系）(鰐沢河岸跡V-48グリッド杭) 標高 244m 市町村コード 19362 遺跡番号 4464
調査原因	一般国道52号改築（甲西道路建設）事業
調査期間	2005年2月28日～3月18日 2005年4月26日～6月10日
調査面積	600m <sup>2</sup>
主な遺構	石垣7面、礎石建物跡1棟、木枠1基、下層礎石1基
主な遺物	磁器、陶器、土器、土製品（泥メンコなど）、銭貨、金属製品、ガラス製品、石製品
特記事項	鰐沢河岸跡南端部に位置する江戸時代の口留番所跡の広場造成面の東端部を確認

### 山梨県埋蔵文化財センター調査報告書 第238集

### 鰐沢河岸跡 IV

一般国道52号改築（甲西道路建設）事業に伴う鰐沢口留番所地区発掘調査報告書

印刷日 2006年3月25日

発行日 2006年3月31日

編集集 山梨県埋蔵文化財センター

山梨県甲府市下曾根町923

TEL 055 (266) 3016

発行 山梨県教育委員会

国土交通省関東地方整備局

印刷 株式会社 少國民社